

乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

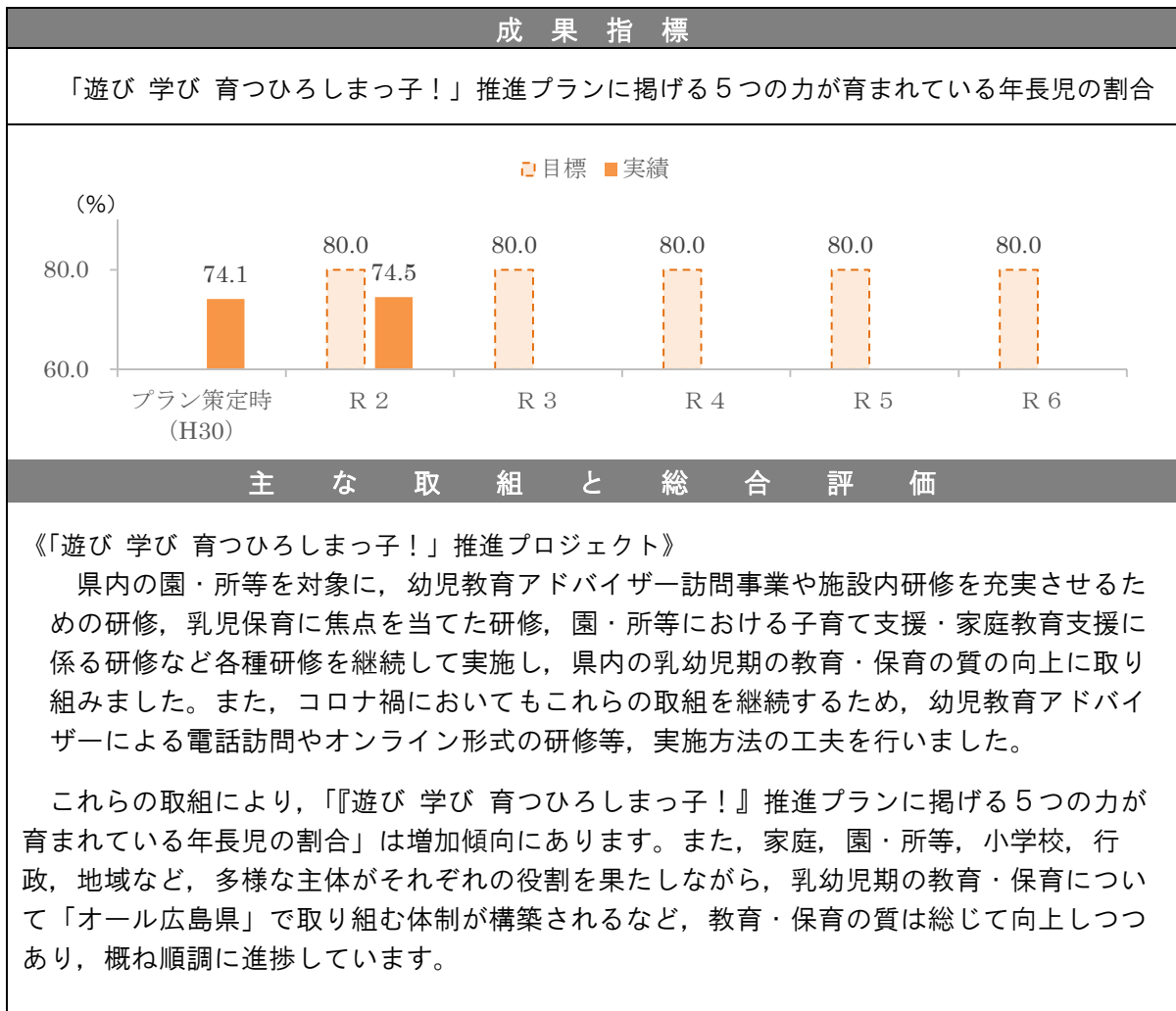
柱1

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<p>【乳幼児教育支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 乳幼児教育支援センターにおいて、専門職員の育成・確保の仕組みが確立され、必要な職員が配置されるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園関係団体、ネウボラ、子育て世代包括支援センター等、子供たちを取り巻く様々な関係機関とのネットワークが構築されるなど、本県の乳幼児期の教育・保育を支援する拠点として、調査・研究・情報収集・発信・研修・相談・支援・遊び等の充実を図る取組などの機能が果たせる体制が整っています。 <p>【幼稚園・保育所・認定こども園等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼稚園・保育所・認定こども園等を対象に、乳幼児教育支援センターが各種研修を実施するとともに、関係団体等が実施する研修についても連携を図ることで、資質能力の向上やキャリアアップ等、教員・保育士等のニーズに応じた研修の機会を充実させています。 ▶ また、乳幼児期の教育・保育について専門的な知識・技術を有する幼児教育アドバイザーが、希望する多くの園・所等を訪問し、乳幼児期の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等を支援しています。 ▶ さらに、乳幼児教育支援センターは、各園・所等における園内研修の活性化に向けて、中心となる教員・保育士等の育成も進めています。 ▶ 園・所等は、所属する教員・保育士等を乳幼児教育支援センターや関係団体等が実施する研修に積極的に参加させています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 乳幼児教育支援センターにおいて、幼稚園教諭等大学院派遣等により、専門職員の育成・確保が行われ、必要な職員が配置されています。 ▶ また、有識者で構成する「アドバイザーボード」や、県内の園・所等関係団体の代表者等で構成する「『遊び 学び 育つひろしまっ子！』推進検討会議」の開催等を通して、関係機関とのネットワークが構築されるなど、乳幼児教育支援センターを拠点とした体制づくりが整いつつあります。 ▶ 乳幼児教育支援センターが、研修モニター制度等により現場の声を反映させながら、オンライン形式・集合形式を使い分け、各種研修を実施するとともに、関係団体が実施する研修で講師を務めるなどすることで、教員・保育士等のニーズに応じた研修の機会の充実が図られています。 ▶ 幼児教育アドバイザーが、希望する園・所等を訪問し、乳幼児期の教育・保育の質の向上等に係る助言を行うなど、園・所等を支援しています。 ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問が延期又は中止になった園・所等に対しては、電話により相談に応じるなど、園・所等を支援しています。 ▶ 乳幼児教育支援センターは、園内研修を充実させるための研修を実施し、中心となる教員・保育士等の育成を進めています。 ▶ 園・所等は、乳幼児教育支援センターや関係団体等が新たに導入したオンライン形式の研修に対応し、所属する教員・保育士等の積極的な参加を進めています。

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<p>▶ また、全ての園・所等が、自園の日常的な教育・保育内容や環境などの評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民等から広く意見を聞いて、提供する教育・保育の良さや特色、課題を再認識することで、自園の取組に対する不断の見直しを行っています。</p> <p>▶ こうした取組を通じて、<u>県内の園・所等において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が進み、各園・所等における「遊び、学び、育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力（「感じる・気付く力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」）の育成に向けた取組が進んでいます。</u></p> <p>▶ この中には、「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体による、豊かな自然環境の中で、主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動を行う自然保育などもあり、子育て家庭の選択肢の一つになっています。</p> <p>【小学校】</p> <p>▶ 小学校を対象に、乳幼児教育支援センターが幼保小連携・接続に関する研修を実施するとともに、小学校と園・所等が協力して幼保小連携・接続に取り組むための体制づくりを支援しています。</p> <p>▶ こうした取組を通じて、各園・所等の遊びや生活を通した一人一人の子供の育ちの姿の記録等を活用して、園・所等での子供の育ちと学びが小学校に引き継がれるなど、園・所等との連携が図られるとともに、全校で、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を大切にした教育課程（スタートカリキュラム）が編成・実施されており、<u>幼保小連携・接続の取組が進んでいます。</u></p> <p>【家庭・地域】</p> <p>▶ 家庭向けに、5つの力がどのように育まれているのか、子供とどのように関わったらよいのか、遊びの中にどのような学びがあるのかなどについての教材や啓発資料の開発が進み、園・所等やネウボラなど、関係機関と連携を図りながら配布されることにより、多くの家庭に情報提供されています。</p>	<p>▶ また、約9割の園・所等が、自ら自園の日常的な教育・保育内容や環境などの評価を実施し、約2割の園・所等がさらにその結果を公表しているなど、園・所等は、自園の取組に対する不断の見直しを図っています。</p> <p>▶ 県内の園・所等うち、約4分の3の園・所等が「5つの力」を教育・保育の取組に活用していると回答するなど、「5つの力」の育成に向けた取組が進んでいます。</p> <p>▶ 県内11市町において「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体が40団体に達するなど、保護者が自然保育を選択できる機会が増えています。</p> <p>▶ 小学校を対象に、乳幼児教育支援センターが幼保小連携・接続に関する研修を実施するとともに、小学校と園・所等が協力して幼保小連携・接続に取り組むための体制づくりを支援しています。</p> <p>▶ こうした取組を通じて、小学校と園・所等との連携が図られつつあり、県内全ての公立小学校で、スタートカリキュラムが編成・実施されるなど、幼保小連携・接続の取組が進んでいます。</p> <p>▶ 子供の発達段階に応じて「遊びの中に学びがある」ことについて、保護者に共感的な理解を促す啓発資料が作成され、園・所等や子育て世代包括支援センター等を通じて配付されることにより、乳幼児の保護者に広く情報提供されています。</p>

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ また、園・所やネウボラ等の身近な場所で、「子供との関わり方」について保護者同士で学ぶ機会や、親子で遊ぶ中で「遊びの中に学びがある」ことを体験する機会が提供されています。こうした中で、ネウボラでは、助言や支援が必要な子供と子育て家庭を把握した場合は、家庭教育支援の担当者と連携し、保護者に必要な働きかけを行うとともに、園・所等との連携を図っています。 ▶ さらに、地域で子育てや家庭教育に携わるボランティア等に対し、乳幼児教育支援センターが、資質向上に向けた研修や地域の体制整備に向けた支援に取り組んでいます。 ▶ こうした取組を通じて、<u>本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方に対する多くの保護者の理解が進み、子育てに対する不安が軽減されています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町において、保護者同士が子育てについて参加体験型で学ぶ「『親の力』をまなびあう学習プログラム」や「遊びの中に学びがある」ことを親子で体験する「あそびのひろば」が開催されるなど、学ぶ機会や体験する機会が提供されています。 ▶ 乳幼児教育支援センターが、子育て支援・家庭教育ボランティア等に向けた研修を実施するとともに、市町担当者会議を実施することなどにより地域の体制整備に向けた支援を行っています。 ▶ 「遊びの中に学びがある」ことについて、85.8%の保護者が理解していると回答するなど、多くの保護者の理解が進んでいます。



社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

柱2

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

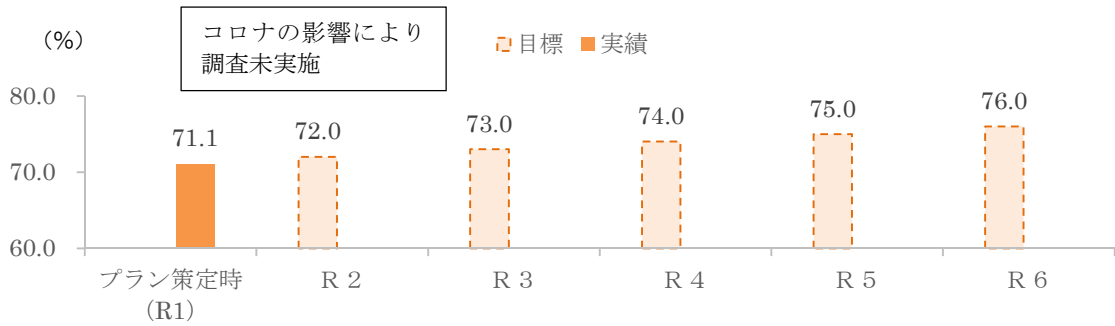
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<p>【基礎的な学力の定着】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 全ての小学校において、子供たちの基礎的な学力の定着に向けて、新たな学力調査などを活用した低学年段階での学習のつまずきの把握と、つまずきに応じた学力補充等の取組が行われています。 ▶ また、小学校から中学校への進学に当たっては、全ての中学校区において、小・中学校間の連携を通じて、子供たちの個別の状況が共有されることにより、小学校からの連続性のある指導や支援が行われています。 ▶ こうした取組により、<u>全ての子供たちに、基礎的な学力の定着が図られています。</u> <p>【主体的な学びを促す教育活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 全ての小・中・高等学校において、子供たちに育成すべき資質・能力を設定し、これを踏まえた教育課程が編成されているとともに、学力調査やアンケート、子供の実態の分析に基づいた授業改善・評価が行われるなど、児童生徒の資質・能力の育成に向けた、PDCAサイクルが確立しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和2年度は、新型コロナの影響により、「全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合」の調査を中止しましたが、子供たちの基礎的な学力の定着に向けて、小学校低学年段階での学習のつまずきを把握する「『広島県学びの基盤に関する調査』の問題」が作成され、今後、調査を活用した効果的な指導改善の方法を確立するための準備が整っています。 ▶ 児童生徒の資質・能力を系統的に育成するため、育成を目指す資質・能力について、学びの「変革」推進協議会において、各中学校区で協議するなど、小・中学校間の連携が行われています。 ▶ 小・中学校では、各学校において児童生徒の育成すべき資質・能力を設定し、また、それぞれの児童生徒の実態を踏まえて、総合的な学習の時間を中心に教育課程の全体計画等の見直しが進むなど、児童生徒の評価や、日頃の授業の改善につながる取組が全ての学校で実施されています。 ▶ 高等学校では、各学校において設定した資質・能力の育成に向けて、カリキュラム・マネジメント研修等が継続して実施されており、また、指導主事によるカリキュラム・マネジメントに係る計画的な学校訪問・指導により、91.6%の高等学校において、カリキュラム・マネジメントが組織的に実践されています。

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ このことに加えて、小・中・高等学校において、児童生徒が自ら課題を見付け、各教科で習得した知識・スキルを活用し、異なる価値観を持つ人々と協働して、答えのない問題から「最善解」を創造する「課題発見・解決学習」を取り入れた授業を教員が実践するなど、子供たちの主体的な学びを促す教育活動が行われています。 ▶ また、小・中学校においては、外国人との交流をはじめとする国内での異文化間協働活動が行われているほか、高等学校においては、海外留学などの異文化間協働活動も行われるなど、子供たちのグローバル・マインドの涵養を図る教育環境が整っています。 ▶ さらに、特別支援学校においても、子供たちの個々の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえながら、「課題発見・解決学習」を取り入れた授業が実践されるなど、子供たちの主体的な学びを促す教育活動が行われています。 ▶ こうした取組により、これまでの「知識ベースの学び」に加え、「コンピテンシーの育成を目指した主体的な学びを促す教育活動」を積極的に推進する「学びの変革」の加速化を図る仕組みが整うことにより、<u>全ての子供たちがこれからの社会で活躍するために必要な資質・能力（思考力や表現力、コミュニケーション能力など）を伸ばしています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小・中学校では、令和元年度までに全ての教員が「課題発見・解決学習」を1単元以上実践したことを活かし、令和2年度においては、日頃の授業改善に取り組み、対話や協働、表現活動が充実してきています。 ▶ 高等学校では、教科リーダー研修を通して、各教科の特質に応じた「主体的な学び」の実現に向けた授業研究が各校で実践され、教科内で体系的・系統的な単元づくりや授業づくりが効果的・効率的に行われています。 ▶ また、小・中学校では、英語や総合的な学習の時間等において外国人との交流の場が設定されるなど、国内での異文化間協働活動が行われているほか、高等学校では、67.1%の生徒が外国人との積極的なコミュニケーションが大切だと考えており、この割合を更に高めるため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、オンラインによる海外との交流を促進する取組が実施されるなど、グローバル・マインドの涵養を図る取組が進められています。 ▶ 全ての特別支援学校において、児童生徒の主体的な学びに向けた授業改善が行われているものの、児童生徒が主体的に考え、学びを深めるための指導・支援が十分に実態に応じたものになっているとは言えず、授業改善についても教員間・学校間で取組状況に差があります。 ▶ 小・中学校では令和2年度は、新型コロナの影響により、『主体的な学び』が定着している児童生徒の割合」の調査を中止しましたが、「課題発見・解決学習」の実践を通して授業改善が進むとともに、高等学校では、91.6%の高等学校において、カリキュラム・マネジメントが組織的に実践されたことなどにより、66.5%の生徒に「主体的な学び」が定着しているなど、「学びの変革」の加速化を図る仕組みが整いつつあります。

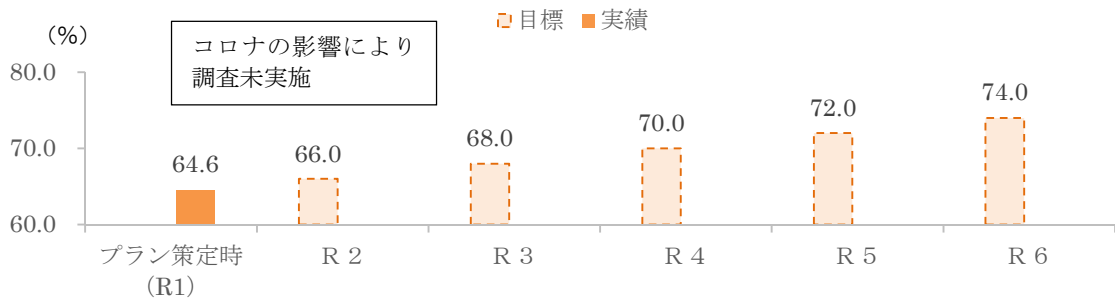
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<p>【資質・能力を育むための基盤づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての子供たちの能力と可能性を最大限高めるための「学びのセーフティネット」の観点から、校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクールとの連携など、学校内外での子供たちの居場所づくりが進むとともに、中学校区や高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーを拡充するなど、相談支援体制の充実を図るほか、厳しい経済状況にある子供たちの修学を支援する制度について、支援を必要とする世帯での利用が進んでいます。 ▶ また、家庭、学校での取組のほか、地域ボランティアが企業から無償で提供された食材を朝食として提供する取組などにより、子供たちが、食や運動等の望ましい生活習慣を身に付ける機会が提供されており、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む下支えとなっています。 ▶ <u>子供たち一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく教育の実現に向けて、こうした学びのセーフティネットの構築や生活習慣づくりの形成が図られています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和元年度から県内11校にスペシャルサポートルームが設置されるとともに、教育相談コーディネーターが配置され、不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援及び不登校の未然防止の強化・充実が図られています。また、フリースクール等民間団体と県教育委員会との意見交換会が開催されるなど、連携が進められています。 ▶ 32校（区）に配置されているスクールソーシャルワーカーが、R3年度には40校（区）へ配置拡充される準備が進められるなど、教育相談体制の充実が図られつつあるほか、厳しい経済状況にある子供たちの修学支援については、中学校3年生に対して修学を支援する制度のパンフレット等が配付されることにより、支援を必要とする世帯に情報が周知されています。 ▶ 地域ボランティアが企業から無償で提供された食材を朝食として学校で提供する取組は、モデル的に3校で実施する体制が整っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりほとんど実施できていません。 ▶ このほか、企業から無償で提供された食材を希望する家庭等へ提供する取組については、14市町の社会福祉協議会で開始されているなど、子供の望ましい生活習慣を身につける機会や場が増えています。

成 果 指 標

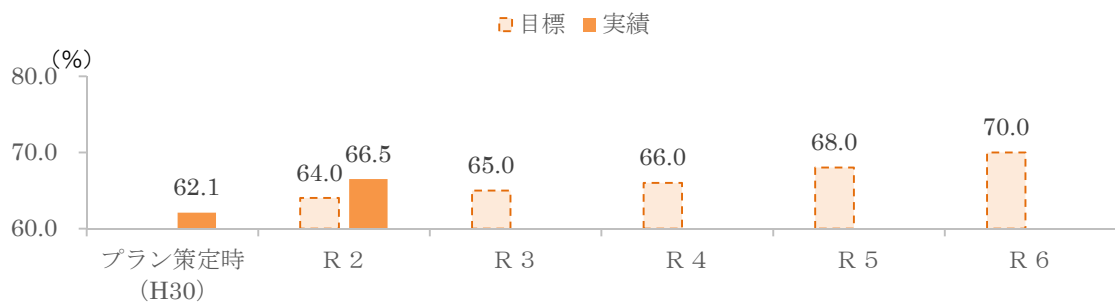
「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（小学校）



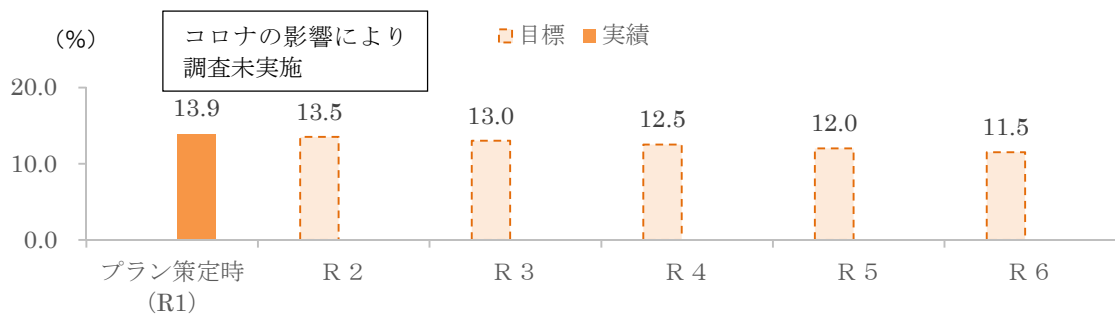
「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（中学校）



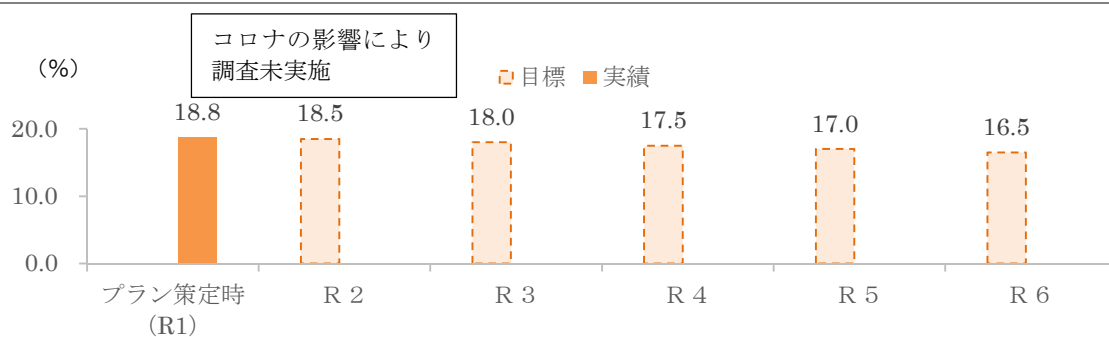
「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（高等学校）



全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合（小学校）



全国学力・学習状況調査における正答率 40%未満の児童生徒の割合（中学校）



主 な 取 組 と 総 合 評 価

《「学びの変革」推進事業》

小・中学校では、各市町の「学びの変革」推進協議会において、市町ごとに特色ある取組が展開され、児童生徒の実態に応じて、総合的な学習の時間を中心に全体計画等の見直しが進むなど、日頃の授業改善につながる取組を全ての学校で実施しました。

高等学校では、ICTを活用した児童生徒の主体的な学びを促す授業づくりのため、高等学校では、各学校の一人1台コンピュータ導入に係る推進担当教員に対し、デジタル機器の活用方法についての研修を実施しました。

また、指導主事が各学校を訪問し、デジタル機器の活用について管理職及び推進担当教員等へ指導・助言し、研修の依頼があった学校には、各学校の要望に応じて校内研修を実施しました。

《学びのセーフティネット構築事業》

学力フォローアップ校（20 小学校）及び学力向上推進地域（10 中学校区）において、個別の学習支援等を行うことで、学力に大きな課題がある児童生徒の学習意欲の向上につなげることができました。

学力の課題を解決するための指導内容や方法等をリーフレットにまとめ、ホームページ等に公開するとともに、小学校低学年段階で学習のつまずきの要因や背景を把握し、個別の支援を行うための「広島県学びの基盤に関する調査」の問題を開発しました。

外国人児童生徒に対する教育については、市町教育委員会の推進体制の整備に向けた支援、日本語指導者の人材育成を行いました。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの調査が中止となったため、指標の実績値は不明ですが、基礎学力の定着及び主体的な学びを促す教育活動の推進に向けた取組が進んでおり、概ね順調に進捗しています。

妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

柱1

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8割の市町において、ネウボラの拠点が身近な地域に設置され、全ての妊婦や子育て家庭が、定期的に丁寧な面談を受けています。特に産前から産後にかけて、同じ担当者が一貫して対応することにより、子育て家庭の3割が自分の担当者を認識し、いつでも気軽に通ったり、自発的に相談しています。 ▶ また、養育や療育支援が必要と判断されたケースは、市町の子ども家庭総合支援拠点や児童発達支援センター、乳幼児教育支援センター等と連携し、早めの支援が実施されています。 ▶ なお、残りの2割の市町においても、支援の必要性に関わらず、全ての子供・子育て家庭に対し、働きかける取組（ポピュレーションアプローチ）の重要性が理解され、産前のタイミングで全員の状況を確認し、支援につなげる取組が開始されています。 ▶ 子育て家庭に関わる主な医療機関、保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点においては、子供や子育て家庭の抱えるリスクの兆候を発見するための視点が統一されており、発見時には適切なタイミングで、市町のネウボラ拠点と情報が共有されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6市町（約3割）で、「ひろしま版ネウボラ」が実施されており、新たに7市町において、令和3年度から「ひろしま版ネウボラ」を実施する準備が進んでいます。 ▶ 「ひろしま版ネウボラ」実施市町では、地域における子育て家庭の相談窓口として、身近な地域にネウボラ拠点が設置されています。 ▶ ネウボラでは、定期的な面談が実施されていますが、一部の子育て家庭や妊婦が面談を受けていない実態があるため、「ひろしま版ネウボラ」実施市町では、全数把握に向けた仕組みを構築するよう準備を行っています。 ▶ 「ひろしま版ネウボラ」実施市町においても、体制上の問題などにより、同じ担当者が一貫して対応することができていない市町もありますが、子育て家庭との信頼関係を構築し、自発的な相談等に繋げるため、担当相談員の氏名を明示する取組が行われています。 ▶ 「ひろしま版ネウボラ」実施市町では、全ての子育て家庭に対し、母子保健・子育て支援サービスを適切に選択し利用できるよう、子育てプランが作成され交付されています。 ▶ 手厚い支援が必要と判断される子育て家庭に対しては、個別の支援プランが作成され、関係者との共有が図られ、必要な支援が提供されています。 ▶ 「ひろしま版ネウボラ」を実施していない市町においても、ポピュレーションアプローチの重要性は理解されていますが、全ての子供・子育て家庭の状況を確認するまでは至っていません。また、具体的な取組手法についても、それぞれの市町の考え方で取組が実施されている状況にあります。 ▶ 「ひろしま版ネウボラ」実施市町においても、子育て家庭に関わる関係機関と市町の間で、情報共有すべき要支援児童等の判断基準が統一されていない市町があります。また、判断基準が統一されていても定期的に関係者間で共有されていない市町もあるため、関係機関と市町との間で情報共有を行う仕組みを構築する準備を行っています。

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ さらに、県内の4市町において、ネウボラを含めた市町の各部署や小中学校が連携して子供たちに関する様々なリスクを漏れなく把握する実証試験が行われています。 ▶ また、それらの情報が家庭児童相談員やネウボラの担当者、スクールソーシャルワーカーなどの専門職で共有され、面談や家庭訪問などにより、まだリスクが表面化しない段階から、相談支援や養育支援などの予防的支援も試験的に実施されています。 ▶ こうした取組が行われている市町においては、<u>子育て家庭は、自分の住む地域で相談がしやすくなった、必要な情報や必要な支援などを受けられることが多くなった、子供たちの健やかな育ちに関わる人達が増えているなどの変化を実感しています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 府中町において、子供の育ちに関わるリスクを予測するためのAIモデルの開発、リスク予測の結果と関係者間で情報共有を行うためのアプリケーションが開発されました。 ▶ また、府中市においても、AIモデルの開発可能性を検証するための試験的分析が行われました。 ▶ 府中町において、AIによる分析結果を踏まえた支援の基準を作成し、令和3年度からの予防的支援の試験的な実施に向けた準備が整っています。

成果指標																					
<p>安心して妊娠，出産，子育てができると思う者の割合</p> <table border="1"> <caption>安心して妊娠，出産，子育てができると思う者の割合</caption> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>目標 (%)</th> <th>実績 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン策定時 (R1)</td> <td>-</td> <td>80.0</td> </tr> <tr> <td>R 2</td> <td>81.0</td> <td>85.4</td> </tr> <tr> <td>R 3</td> <td>82.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>83.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>84.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R 6</td> <td>85.0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	時期	目標 (%)	実績 (%)	プラン策定時 (R1)	-	80.0	R 2	81.0	85.4	R 3	82.0	-	R 4	83.0	-	R 5	84.0	-	R 6	85.0	-
時期	目標 (%)	実績 (%)																			
プラン策定時 (R1)	-	80.0																			
R 2	81.0	85.4																			
R 3	82.0	-																			
R 4	83.0	-																			
R 5	84.0	-																			
R 6	85.0	-																			
主な取組と総合評価																					
<p>《ひろしま版ネウボラ構築事業》</p> <p>「ひろしま版ネウボラ」の実施市町数は、これまでの6市町から、令和3年度では13市町において実施されることとなり、着実に全県展開に向けた取組が行われています。健康診査の確実な受診に向けては、各市町において働きかけが行われていますが、未受診者が一定数存在している状態です。そのため、「ひろしま版ネウボラ」実施市町では、健診未受診者を含め、全ての子育て家庭の状況を把握するため、児童虐待部門とも連携してフォロー作成に向けた準備を進めています。</p> <p>《子供の予防的支援構築事業》</p> <p>府中町において、子供の育ちに関わる様々な情報を基に、リスクを予測するAIモデルの開発、関係者間で情報共有を行うためのアプリケーションの開発を行いました。</p> <p>これらの取組により、子育て家庭等の安心感が上昇するなど、順調に進捗しています。</p>																					

妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

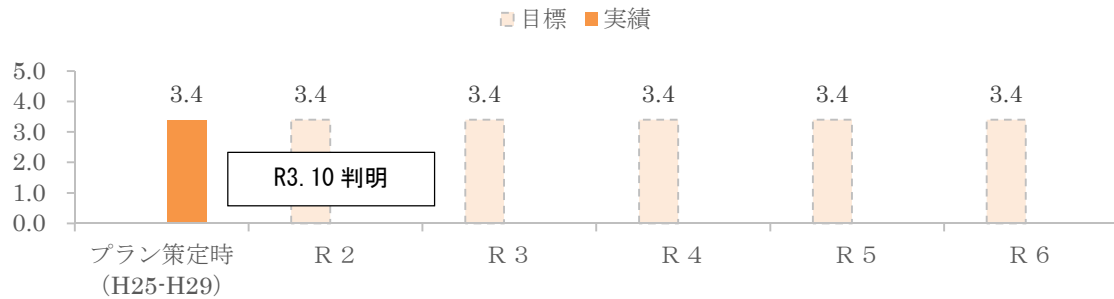
柱1

(3) 周産期医療体制の確保・充実

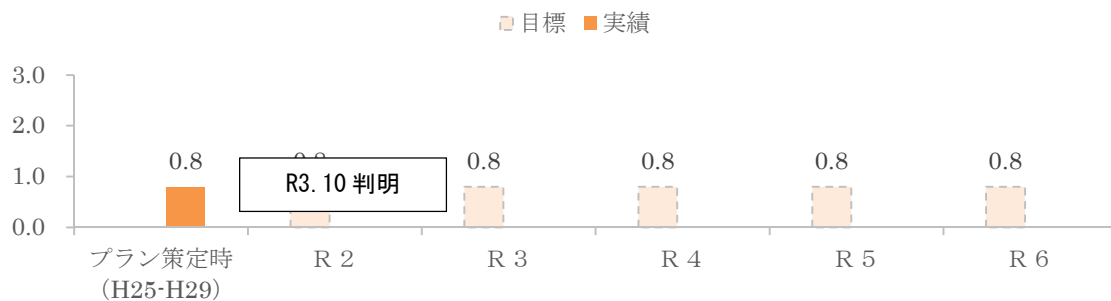
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 妊婦検診，正常分娩，ハイリスク妊娠・分娩等，医療機能に応じた役割分担が行われ，出生数が減少する中であっても，全ての二次保健医療圏で分娩が行われる医療体制が確保され，安全で質の高い医療が提供されています。 ▶ また，ハイリスク妊娠・分娩等に対応できる周産期母子医療センターが全ての二次保健医療圏をカバーする形で維持され，出産後において重度の障害が残った児については，適切な看護を受けるとともに，退院後は地域において必要な医療・介護サービスを受けることができます。 ▶ これらに加え，日ごろからリスクに応じた円滑な患者紹介が行われていたり，いつ，どこで生まれても，母体や新生児の状況に応じた適切な緊急母体搬送が行われるなど，周産期医療施設間で密接な連携が行われています。 ▶ こうした医療体制を継続させることにより，妊産婦は，<u>県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期医療を受けることができおり，周産期死亡率や妊産婦死亡率は，いずれも全国平均を下回り，全国でもトップレベルの医療水準の周産期医療が提供されています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療機能に応じた役割分担が概ね行われており，分娩取扱医療機関が減少する中であっても，全ての二次保健医療圏で分娩が行われる医療体制が確保されています。 ▶ ハイリスク妊娠・分娩等に対応できる周産期母子医療センターが全ての二次保健医療圏をカバーする形で維持されています。 ▶ 尾三圏域及び備北圏域の医療機関に医療型短期入所施設が開設されるなど，地域におけるサービスが広がっています。 ▶ 各医療圏における施設間の連携は概ね取れていますが，県東部においては，妊娠28週未満等の超ハイリスク分娩については，圏域内での受け入れが整わず，岡山県の医療機関に搬送されるケースがあります。 ▶ 直近5年(H27-R1)平均の妊産婦死亡率(1.0)は全国平均(3.4)を大きく下回っていますが，周産期死亡率(3.6)全国平均(3.5)を若干上回っています。

成果指標

周産期死亡率



妊産婦死亡率



主な取組と総合評価

《医師育成奨学金貸付金・女性医師等就労環境整備事業》

地域枠医師等の県育成医師について、産婦人科を新たに知事指定診療科に指定し、その結果、臨床研修を修了する21名のうち3名が産婦人科を選択しました。

また、女性医師等の育児・介護等による離職防止につながる就労環境の整備を行う31の医療機関について、宿直等代替職員の人件費などの支援を行いました。

《広島県周産期医療システム運営事業・周産期母子医療センター運営支援事業》

全ての分娩取扱施設に産科医療提供体制に関するアンケート調査を実施し、現状や重点化等に向けた課題を把握するとともに、地対協の産科医療体制検討専門委員会で今後の産科医療提供体制について、議論しました。

また、周産期における新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を構築するとともに、感染に不安を抱える妊婦のPCR検査事業を開始し、873件の検査を行いました。

これらの取組により、妊産婦死亡率は全国平均を大きく下回るなど、概ね順調に進捗しています。

妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

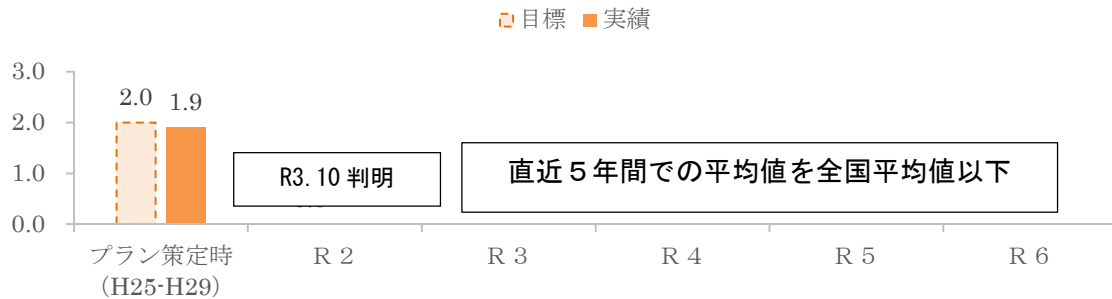
柱1

(4) 小児救急医療体制の確保・充実

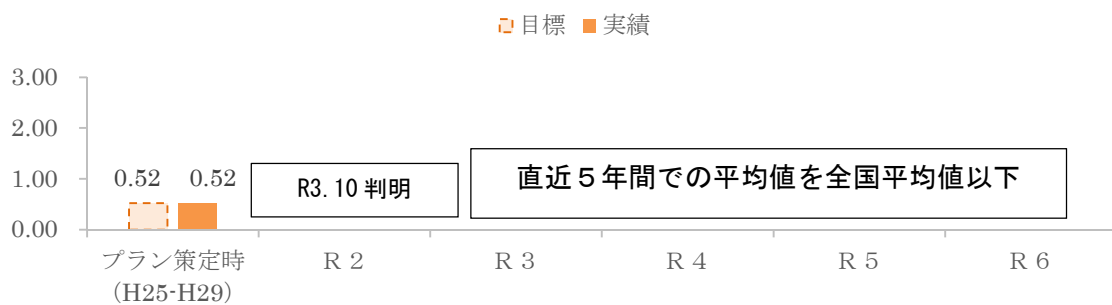
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全ての二次保健医療圏で24時間365日対応できる小児二次救急医療体制が維持され、安全で質の高い水準の医療が提供されているとともに、三次小児救急医療体制については、医療機能の更なる高度化・重点化を図るため、小児専門の救命救急医療体制の整備が進められています。 ▶ また、小児救急医療電話相談が引き続き実施されており、子供の病気に対する保護者の不安が解消されるとともに、適切な受療行動を促し、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担軽減が図られています。 ▶ こうした取組により、子供たちは、いざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けることができ、乳幼児・小児死亡率は、全国平均値以下で維持されています。 ▶ また、広島県地域医療支援センターを中心に大学・医師会・県・市町・医療機関が連携して、産婦人科医、小児科医の確保や県内定着に取り組むことにより、これらの周産期医療及び小児救急医療水準の維持に必要な産婦人科医や小児科医が確保されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 24時間365日体制で重症患者を受け入れる「小児救急医療拠点病院」として、新たに福山市民病院を令和3年4月に指定する調整・準備が整いました。 ▶ また、小児専門の救命救急医療体制の整備に向けて、小児医療機能の更なる高度化・重点化について関係者間で意見交換が行われています。 ▶ 保護者の不安解消や小児救急を受診する患者の減少など小児科医の負担軽減を図るため、小児救急医療電話相談事業が継続実施されています。 ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う感染予防行為等の徹底により、相談件数は前年度比67%と減少しています。 ▶ 直近5年(H27-R1)平均の乳児死亡率(2.0)、幼児死亡率(0.50)、小児死亡率(0.22)はいずれも全国平均値と同水準(乳児1.9、幼児0.49、小児0.21)で維持されています。 ▶ 地域枠医師等の県育成医師について、臨床研修を修了する21名のうち、3名が産婦人科を、1名が小児科を選択するなど、産婦人科医や小児科医の確保が進んでいます。

成果指標

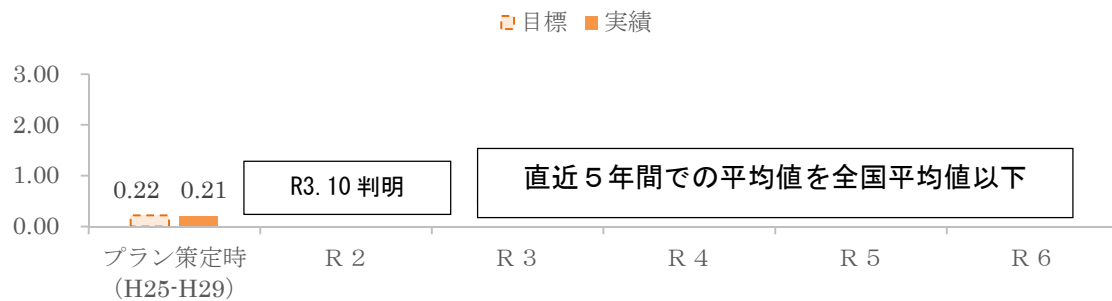
乳児死亡率



幼児死亡率



小児死亡率



主な取組と総合評価

《医師育成奨学金貸付金・女性医師等就労環境整備事業》

地域枠医師等の育成医師について、臨床研修を修了する21名のうち、3名が産婦人科を、1名が小児科を選択しました。

また、女性医師等の育児・介護等による離職防止につながる就労環境の整備を行う31の医療機関について、宿直等代替職員の人件費などの支援を行いました。

《小児救急医療確保対策事業・県東部小児二次救急医療体制確保事業》

県東部の拠点病院である福山市民病院をR3年4月から、24時間365日小児の重症救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院として指定するための調整・準備を行いました。

また、小児医療における新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制について、重症度に応じた受入医療機関の確保を行いました。

これらの取組により、乳児・幼児・小児の死亡率は全国平均値と同水準で維持されるなど、概ね順調に進捗しています。

子供の居場所の充実

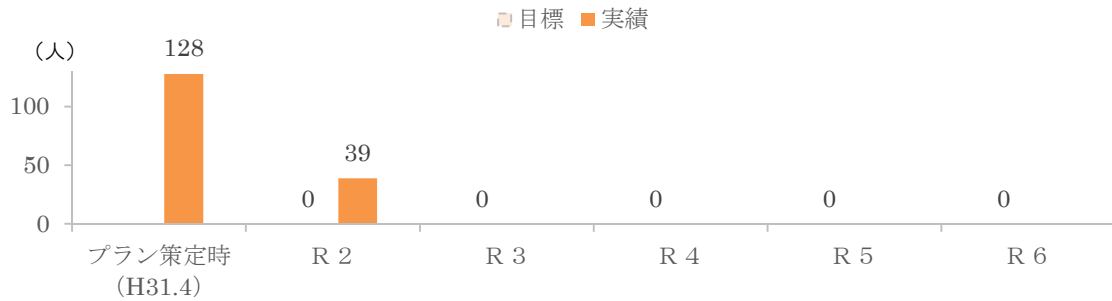
柱2

(1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育を必要とする子供が保育所，認定こども園*等に入所することができるよう，全市町において，必要な施設が整備され，広島県保育士人材バンクによる潜在保育士の復職支援などにより必要な保育士を確保することで，年度当初に待機児童が発生していません。 ▶ また，園・所等において，所属する教員・保育士等が，保育士等キャリアアップ研修などの各種研修を受講したり，幼児教育アドバイザーが園・所等を訪問した際に助言を受けたりすることにより常に自己研鑽に励み，本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が進むなど，教育・保育に必要な知識及び技能の習得，維持及び向上に努めています。 ▶ さらに，「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体による，豊かな自然環境の中で，主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動を通じて，5つの力を育む教育・保育が実践されており，子育て家庭の選択肢の一つとなっています。 ▶ これらの取組を通じて，県内の園・所等において，本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が進み，「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力の育成に向けた取組が進むとともに，<u>子育て家庭は，多様な保育サービスを選択することができており，安心して子育てができています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育所，認定こども園が整備され，定員が1,024人増加するとともに，保育士人材バンクにより158人復職するなど保育士の確保が進んでいますが，1・2歳児を中心に保育ニーズが増加していることにより，依然として待機児童の解消には至っていません。 ▶ 1,036人の保育士等が保育士等キャリアアップ研修を受講するとともに，幼児教育アドバイザーが，希望する園・所等を訪問し，乳幼児期の教育・保育の質の向上に係る助言を行うなど，園・所等に所属する教員・保育士等が自己研鑽に励み，教育・保育に必要な知識及び技能の習得，維持及び向上に努めています。 ▶ 県内11市町において「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体が40団体に達するなど，保護者が自然保育を選択できる機会が増えています。 ▶ 県内の約4分の3の園・所等が「5つの力」を教育・保育の取組に活用していると回答するなど，「5つの力」の育成に向けた取組が進んでいます。

成果指標

保育所の待機児童数(4/1時点)



主な取組と総合評価

《1・2歳児受入促進事業・保育士人材バンク事業》

待機児童の大半を占める1・2歳児の受入を行う保育施設に対する補助を行い、1・2歳児の受入促進に取り組むとともに、保育士人材バンク等により保育士の確保に取り組みました。

《魅力ある保育所づくり推進事業》

保育士の入職率・離職率の改善を図るため、勤務労働条件のみならず、職場の雰囲気などの見える化を図りました。

《認定こども園等整備補助事業》

令和元年度に作成した教育・保育の需給計画に基づき、市町と連携して計画的に施設整備に取り組みました。

これらの取組により、待機児童が減少するなど、概ね順調に進捗しています。

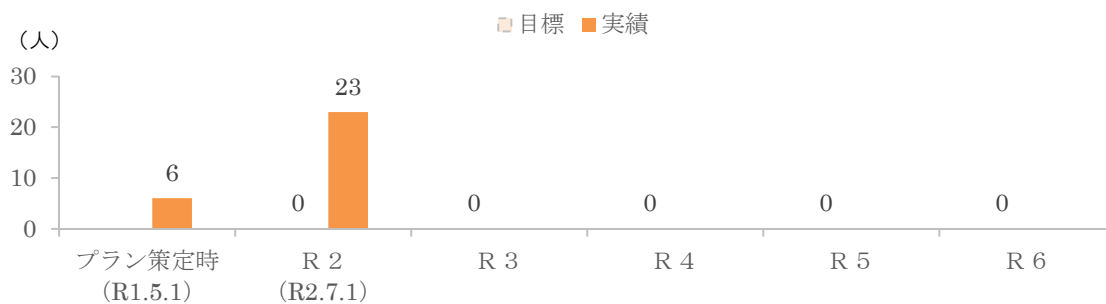
子供の居場所の充実

柱2 (2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ いわゆる「小1の壁」（おもに共働きやひとり親世帯において、子供の小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること）はなくなり、希望した低学年児童（1年生～3年生）が、利用要件を満たせばいつでも放課後児童クラブを利用することができます。 ▶ また、補助員の資格取得の促進等により、放課後児童クラブで児童に関わる職員のうち、放課後児童支援員の割合が8割に増加しており、放課後児童支援員は、年齢や発達の状況が異なる児童それぞれに適切に関わっています。 ▶ さらに、各放課後児童クラブでは、現有施設を活用し、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されているほか、学習や体験・交流活動のための多様な機会を確保するため、放課後子供教室や公民館・児童館などの活動プログラムを実施している市町では、放課後児童クラブを利用する子供を含め希望する児童がこれらの活動に参加しています。 ▶ 乳幼児とその親が、身近な地域に整備された地域子育て支援拠点に気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談しながら、安心して過ごしています。 ▶ また、こうした取組が行われている市町においては、<u>子育て家庭は、児童が自発的に遊びや活動に参加し体験できる機会が増え、地域で安心して子育てができていると実感しています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新たに放課後児童クラブが7施設整備され、定員は約2,200人増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により利用決定人数の制限がされたため、低学年児童の待機児童の解消には至っていません。 ▶ 放課後指導員支援研修を302人が受講し、放課後児童クラブで児童に関わる職員のうち、放課後児童支援員の割合は60.8%となっています。 ▶ さらに、各放課後児童クラブでは、現有施設を活用し、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されているほか、県内20市町で放課後子供教室が実施されています。このうち、13市町において、放課後児童クラブと連携している教室が設置されています。 ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て家庭が集まる機会は減少していますが、新たにオンラインを活用した「おしゃべり広場」などにより子育て家庭の交流や相談が行われています。 ▶ こうした取組により、「地域で安心して子育てができていると実感している」割合は85.4%となっています。

成果指標

放課後児童クラブの低学年待機児童数(5/1時点)



主な取組と総合評価

《放課後児童クラブ室整備事費補助金》

放課後児童クラブを7施設整備するなどにより、定員を2,218人増加させました。

《放課後児童支援員研修事業》

放課後児童支援員研修を実施し、302人受講するとともに、資質向上研修を実施し、放課後児童支援の資質の向上に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、利用決定人数の制限がされたため、待機児童の解消には至っていないものの、定員数の増加やオンラインを活用した子育て家庭の交流など、取組はおおむね順調に進捗しています。

子育てを応援する職場環境の整備

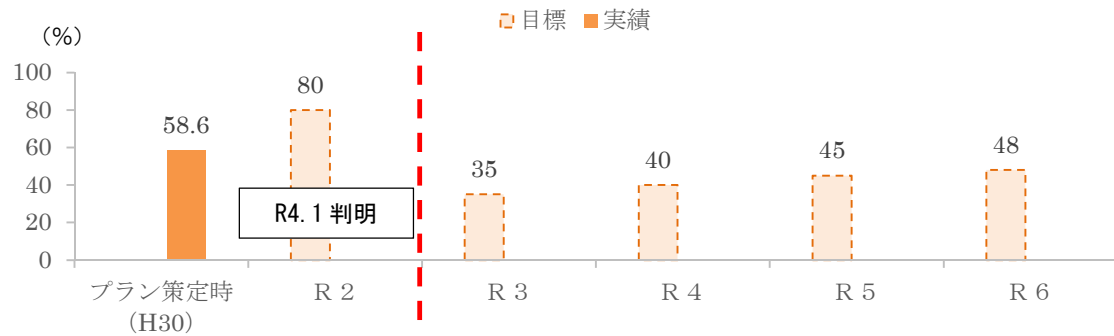
柱3

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 働き方改革が、従業員の働きやすさだけではなく、生産性の向上や人材確保などの経営メリットをもたらすものであることの理解と取組を県内企業に働きかけることにより、働き方改革の意義が経営者に認識され、県内企業において働き方改革を自律的に継続していく動きが広がり、こうした企業の取組が従業員から評価されています。 ▶ これにより、企業内で業務効率化や相互にフォローし合う体制の整備等による長時間労働の削減や休暇取得が促進され、また、乳幼児期、学童期といった子供の成長段階によるライフスタイルの変化に応じて短時間勤務やテレワーク等の時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できる制度が導入されるなど、県内の企業において、男性・女性に関わらず子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境へと変化が進んでいます。 ▶ また、特に、乳幼児期における男性従業員の育児への参画については、育児休業制度の利用を希望する男性が育児休業を取得できる職場環境となっており、広島県における男性の育児休業取得率が全国値を上回るなど、<u>男性従業員が安心して子育てに携わる機会が確実に増えています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 働き方改革の意義を経営者が認識し、働き方改革に自律的に取り組んでいる企業の割合は58.6%（平成30年度）から75%（令和元年度）になるなど、着実に増加しています。 ▶ 長時間労働を行う人の割合は6.2%（平成30年度）から6.4%（令和元年度）と微増したものの減少傾向にあり、一人当たりの有給休暇取得率は49.9%（平成30年度）から54.5%（令和元年度）と着実に増加するなど、県内の企業において、男性・女性に関わらず子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境の整備が進みつつあります。 ▶ 広島県における令和元年度の男性の育児休業取得率は13.0%と、全国値（7.5%）を上回るなど上昇傾向で推移しており、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりが着実に進んでいます。

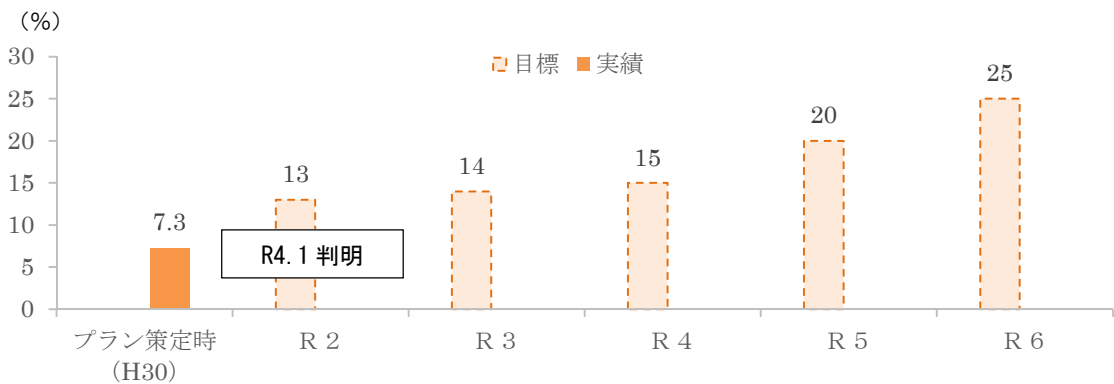
成果指標

働き方改革に取り組む企業の割合

(令和3年度以降は「デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進する企業の割合」に変更)



男性の育児休業取得率



主な取組と総合評価

《働き方改革推進事業》

経済団体との連携のもとで見える化した優良事例（認定企業）等を活用した情報発信や、企業経営者等を対象とした勉強会の開催、「働き方改革・働く女性応援会議ひろしま」や「イクボス同盟ひろしま」等と連携した多方面からの経営者層への働きかけを行うとともに、ノウハウ不足の企業への外部視点アドバイザーの派遣などの個別支援に取り組みました。

《男性の育児休業等促進事業》

男性の育児休業取得促進に向けた機運醸成を図るため、制度周知や、男性従業員に育児休業等を取得させた中小企業等への奨励金の支給等により、男性が育児休業を取得し育児に参画しやすい職場環境整備の促進を図りました。

これらの取組により、働き方改革に取り組む企業の割合や県内企業の男性育児休業取得率は着実に増加するなど、順調に進捗しています。

子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

柱4

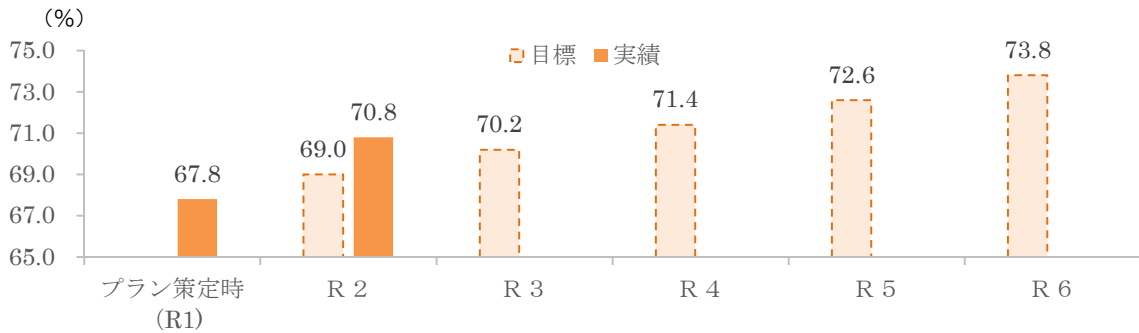
- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの促進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<p>【みんなで子育て応援の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業や団体等が、授乳室やおむつ替えスペースの設置や子供向けの食事メニューの提供などを行う「子育て応援 イクちゃんサービス」が、子育て家庭の外出時における便利なサービスとして更に浸透しています。 ▶ また、地域の子育て支援者・団体等による親子が気軽に集い、子育てについて語ることができる場や交流活動が浸透し、これらの活動を通じて、<u>地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や信頼できる人がいると感じる割合が73.8%になっています。</u> ▶ さらに、ネウボラなどの支援機関との連携や地域間のネットワークづくりが深まっています。 <p>【子育て住環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 少子高齢化の進展に伴い、県内のマンション供給戸数が減少していくことが予想される中でも、広さや遮音性、防犯性能等の性能を有した「子育てスマイルマンション」は引き続き3,000戸整備され、子育て家庭に供給されています。 ▶ 県営住宅において、世帯収入に応じた快適な子育て環境を創出する「新婚・子育て世帯優先入居制度」により、累計で725戸が子育て家庭に供給されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和元年度まで順調に増加していたイクちゃんサービス店は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた閉店等により前年から384店舗減少しています。 ▶ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、子育て家庭が気軽に集える場が減少していますが、新たにオンラインで安心して相談・交流できる場として、「助産師オンライン」や「オンラインおしゃべり広場」が開始されたことなどにより、地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や信頼できる人がいると感じる割合が70.8%になっています。 ▶ 地域の子育て親子の交流や相談を実施するなかで、気になる親子がいた場合は、市町のネウボラや母子保健窓口で情報共有し、必要な支援を得ることができる仕組みづくりが開始されています。 ▶ 広さや遮音性、防犯性能等の性能を有した「子育てスマイルマンション」は2,420戸認定され、子育て家庭に供給されています。 ▶ 世帯収入に応じた快適な子育て環境を創出する「新婚・子育て世帯優先入居制度」により、累計476戸が子育て家庭に供給されています。

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<p>【子供と子育てにやさしいまちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 乗合バス車両におけるノンステップバス等の導入率が88.0%となるなど、公共交通機関のバリアフリー化が進んでいるほか、都市公園において、園路や便所、駐車場等の公園施設のバリアフリー化が計画的に進んでいます。 ▶ また、学校や飲食店など、子供が主たる利用者となる施設における受動喫煙防止対策が進み、飲食店における意図しない受動喫煙の機会を有する者の割合が12%以下（令和5（2023）年度）に改善しています。 <p>【子供の防災の取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公立幼稚園、小中高特別支援学校等において、地震・津波等の自然災害の状況に応じた避難訓練が実施されており、子供たち一人一人に、地震や台風などの自然災害のメカニズムや予想される被害についての理解を深め、災害の危険に際して、主体的に判断し、適切に行動する力が身に付いています。 <p>【子供の防犯・非行防止の取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校、保護者、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協働・連携し、安全教室の充実や学校・通学路等における安全の確保など、地域ぐるみで子供を守る取組が行われており、子供たち一人一人に、ルールを守ることの大切さや物事の善悪を判断する力、情報モラルなどの規範意識が醸成され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力が身に付いています。 <p>【子供の交通安全の取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 家族ぐるみ、地域ぐるみの交通安全教育などにより、子供たち一人一人に、交通社会の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーが身につけており、交通事故を起こさず、また、交通事故から自分自身を守ることのできる力が身に付いています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ノンステップバス等の導入率が80%（令和元年度）と、乗合バス車両におけるバリアフリー化は計画通りに進んでいますが、鉄道駅のバリアフリー化は80%（令和元年度）と、やや遅れています。 ▶ 都市公園におけるバリアフリー化、園路は47%、便所は26%、駐車場等の公園施設は51%（いずれも令和元年度）と、計画通りに進んでいます。 ▶ 健康増進法の改正により、令和2年4月から飲食店等における受動喫煙防止対策が強化されました。合わせて、広島県がん対策推進条例の改正により、学校や児童福祉施設等が敷地内完全禁煙となる（特定屋外喫煙場所の設置を認めない）など、子供が主たる利用者となる施設での受動喫煙防止対策が進んでいます。 ▶ 多くの小学校において、「ひろしまマイ・タイムライン」が教材として活用されるとともに、図上型の避難訓練といった実践的な防災教育が行われるなど、子供たち一人一人が災害から命を守るために主体的に考え、適切に行動するための力が育まれつつあります。 ▶ 子供の防犯・非行防止のため、関係機関・団体等が連携し、県内の小中高等学校等における犯罪防止教室や地域ぐるみでの見守り活動などが行われました。 ▶ また、学校、通信事業者等が連携したネット犯罪防止教室や保護者等へのインターネットの適切な利用とフィルタリング普及促進のための啓発活動が行われており、子供のフィルタリング（スマートフォン）の使用率は33.0%となっています。 ▶ 高校生以下を対象とした交通安全教育が1,475回実施されるなど、交通ルールの遵守と交通マナーを身につけるための教育が実施されています。

成果指標

地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合



主な取組と総合評価

《子育て環境改善事業・妊産婦総合支援事業》

コロナ禍においても、妊産婦や子育て中の親が安心して相談・交流ができる場として、「助産師オンライン」や「オンラインおしゃべり広場」等の構築に着手し、オンライン上で気になる親子がいた場合は、市町のネウボラ・母子保健窓口で情報共有し、必要な支援を受けられるよう支援しました。

《たばこ対策推進事業》

健康増進法の改正により、飲食店等における受動喫煙対策の強化が始まっています。それに合わせて、子供を受動喫煙から守る観点から、学校や児童福祉施設を敷地内完全禁煙とする（特定屋外喫煙場所の設置を認めない）など、条例による更なる上乗せ規制を開始しました（令和2年4月～施行）。県公式ホームページ等を活用し、改正後の健康増進法及び広島県がん対策推進条例について周知し、保健所による施設管理者等への相談指導体制を整えました。

《広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動』推進事業》

自らの防災行動計画を作成する教材「ひろしまマイ・タイムライン」の取組については、コロナ禍の影響があったものの、県・市町が開催する防災研修や、地域の防災訓練などにおいて、作成講習会などを実施しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、地域などにおいて、予定されていた防災教室・防災訓練が開催できなくなるなど、取組に支障が出ました。

《立ち直り支援事業・少年サポートセンター運営費》

学校等関係機関と連携した犯罪防止教室や少年警察ボランティアの活動、少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動等により、子供の規範意識の醸成を図りました。

《交通事故抑止に向けた総合対策》

上半期は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言や学校休校等により、交通安全教育等を従来どおりに行うことができませんでしたが、6月の学校教育活動再開以降、関係機関と連携した児童等への交通安全教育の推進のほか、通学路点検や通学路における交通指導取締りを実施しました。

これらの取組により、地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が目標を上回るなど、概ね順調に進捗しています。

児童虐待防止対策の充実

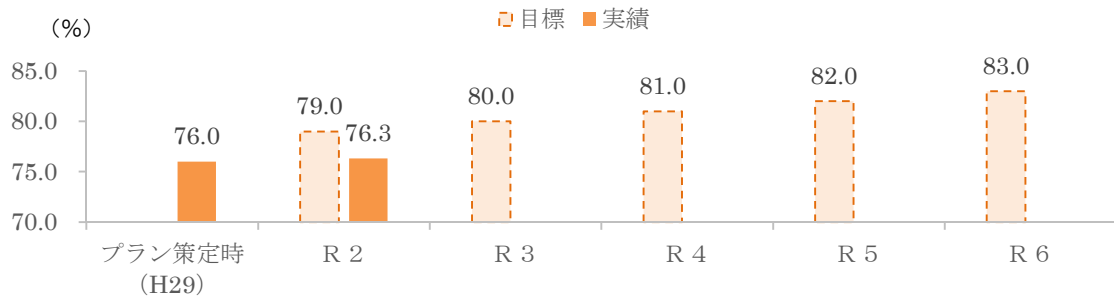
柱1

(1) 児童虐待防止に向けた理解の促進

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<p>▶ 児童虐待防止に向け、県や市町のネウボラ（子育て世代包括支援センター）、民間の子育て支援団体などが、それぞれの立場で、保護者をはじめ県民に対し、子供へのどのような接し方が「体罰」であり「児童虐待」になるのか、また「児童虐待」が子供の成長に与える悪影響などについて啓発を行い、保護者や県民の理解が深まり、<u>体罰や暴言によらない子育てをしている親の割合が8割を超えています。</u></p>	<p>▶ 児童虐待防止推進月間である11月を中心に、児童虐待防止キャンペーン（オレンジリボンキャンペーン）による啓発活動が行われ、体罰や暴言によらない子育てをしている親の割合は、76.3%となっています。</p>

成果指標

体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合



主な取組と総合評価

《児童虐待防止キャンペーン事業》

児童虐待防止キャンペーン（オレンジリボンキャンペーン）を実施し、体罰によらない子育てや児童相談所虐待対応ダイヤル等の周知に取り組んでいます。イベント中心の啓発から、WEBサイトを充実させキャンペーン以外でも継続的な周知活動ができるよう手法を見直しました。

令和2年度から体罰や暴言によらない子育てを啓発内容に加えたため、保護者や県民の理解が深まるまでには、一定の期間がかかりますが、概ね順調に進捗しています。

児童虐待防止対策の充実

柱1

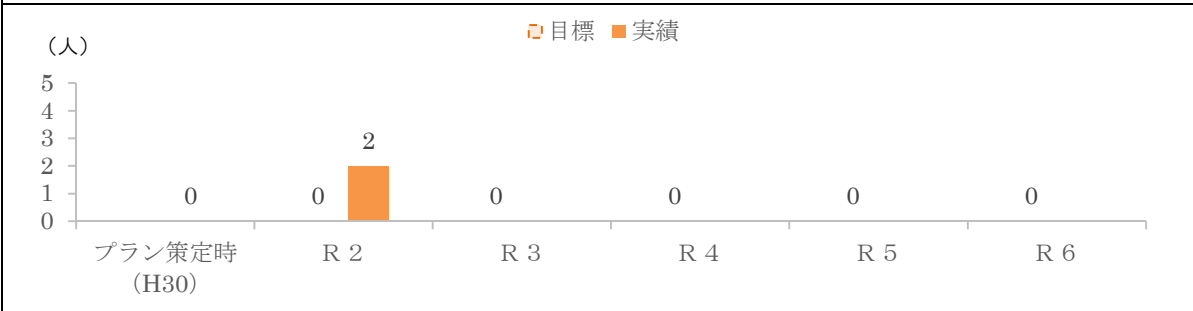
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<p>【県全体としての機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ こうした児童虐待の理解促進に加え、全ての市町においては、支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」が設置され、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）等の関係機関と連携し、ケースの状況に応じた適切な支援ができています。 ▶ また、県によって、市町職員を含めた研修などの人材育成の仕組みが体系化されており、相談援助業務を適切に担うことができる人材が着実に育成されています。 ▶ さらに、こども家庭センターでは、より専門性、緊急性、重要性の高い事案に対応するため、児童福祉司等の専門職の確保・育成や業務の効率化、組織の見直し等により、専門性や体制が強化されています。 ▶ これによって、市町への支援が充実されるとともに、市町や県の取組によって、速やかな安全確認や、専門性の高いリスク評価が行われ、適切な親子分離など、きめ細かい支援が行われています。 ▶ また、こども家庭センターの一時保護所で保護した子供に対しては、セキュリティが高く、かつプライバシーや個別性に配慮された安心・安全な環境で、児童心理司等により丁寧なアセスメントやケアが行われています。県内では、一時保護専用施設が2か所以上設置されており、安全確保の必要性が低い子供は、開放的環境において保護を受けることができます。 ▶ 児童虐待のため親子分離をしたケースであっても、児童福祉司が中心となり、保護者に対して、家族再統合や親子関係の修復に向け、継続的な指導や支援が行われています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6市町に子ども家庭総合支援拠点が設置され、関係機関と連携した支援が行われています。 ▶ また、11市町が令和3年度設置に向け準備を行っています。 ▶ 市町の相談機能の強化を図るために必要な研修が実施されることにより、市町の職員向けの研修受講者は年々増加しています。 ▶ こども家庭センターでは、体制強化に向け、児童福祉司、児童心理司等が計画的に増員されるとともに専門性を高める研修が実施されています。 ▶ また、市町との連携強化を図るため、こども家庭センターの組織改編が行われるとともに、市町支援アドバイザーの配置や東部こども家庭センターへの現職警察官の配置など、専門性や体制が強化されています。 ▶ 市町との適切な役割分担に向けて、こども家庭センターでは市町への支援が進んでいます。 ▶ 東部こども家庭センターでは、セキュリティが高く、かつプライバシーや個別性に配慮された一時保護所の開設に向けた増改築に係る基本・実施設計が実施されました。 ▶ 一時保護専用施設の必要性について、児童養護施設等と協議が開始されるなど、設置に向けた準備が行われています。 ▶ 親子支援プログラムの実施などにより、家庭復帰後に再虐待に陥らない子育てができるよう支援が行われています。

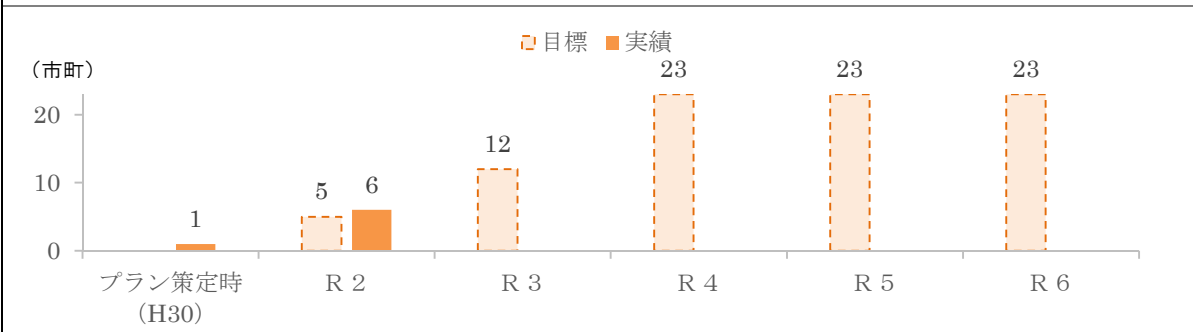
<p>▶ また、家族再統合により、家庭復帰したケースに対しては、市町がこども家庭センターや児童養護施設などと連携して対応し、子供や家庭が継続的に見守られ、支援が行われています。</p>	<p>▶ 家庭復帰をする場合は、復帰前に要保護児童対策地域協議会で役割分担をして対応するなどの継続的な支援が行われています。</p>
--	--

成 果 指 標

児童虐待により死亡した子供の人数



子ども家庭総合支援拠点の設置市町数



主 な 取 組 と 総 合 評 価

《児童虐待対応体制強化事業》

市町との連携強化や介入から支援までの一貫した対応のため、令和2年4月にこども家庭センターの組織改編を行うとともに児童福祉司、児童心理司の計画的な増員や、東部こども家庭センターに現職警察官を配置し体制強化を行いました。

市町職員を含む人材育成や業務効率化についての検討会議を実施するとともに、専門性を高めるための研修を実施しました。

《市町の在宅支援体制の強化事業》

市町との適切な役割分担ができるようこども家庭センターに市町支援担当アドバイザーを配置するとともに市町の機能強化に取り組みました。

拠点の立ち上げ支援や設置後の機能強化支援のため、拠点設置アドバイザーを活用した伴走型支援により、市町に対する制度の理解、設置の必要性の浸透に取り組みました。

これらの取組により、令和2年度末で子ども家庭総合支援拠点の設置は6市町となるなど順調に進捗しています。

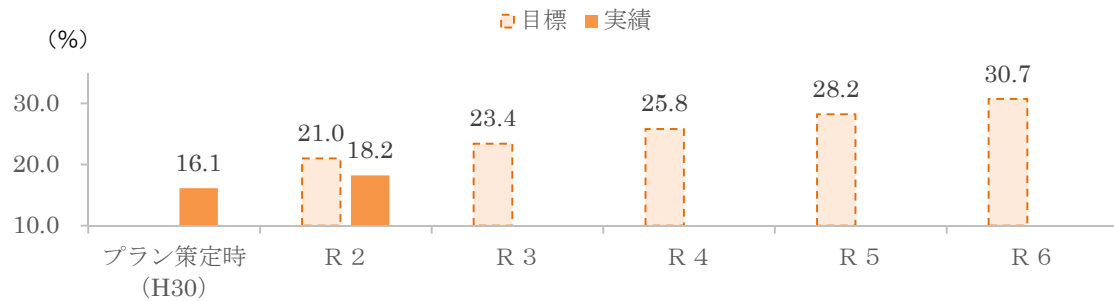
社会的養育の充実・強化

柱2 (1) 里親委託等の推進

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 様々な事情により家族と暮らすことができない子供が、里親など家庭と同様の環境で養育されるが増えるよう、制度の啓発、里親のリクルート、里親の研修、里親と子供とのマッチング、養育する里親への支援といったフォスタリング業務を、新たに民間機関に委託するなどにより、包括的・継続的に行う体制が強化されています。 ▶ こども家庭センター（児童相談所）は、こうしたフォスタリング機関、市町、乳児院、児童養護施設などの関係機関と連携・協力する枠組みを整え、子供の発達段階や状況に応じた里親委託等を行います。 ▶ また、里親に対しては、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）や子ども家庭総合支援拠点などによる他の子育て家庭と同様の子育て支援や、こども家庭センターなどによる専門的研修、児童養護施設などによる里親から一時的に子供を預かるレスパイトケアといった支援が行われています。 ▶ こうした取組により、<u>里親は、不安や負担感が軽減され養育することができるようになる</u>とともに、<u>里親として登録する人が310世帯に増え、里親やファミリーホーム（経験豊富な里親が5～6人の子供を養育）への委託率が3割以上になり、家庭と同様の環境で暮らす子供が増えています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 里親制度推進キャンペーンにより、制度の啓発が進み、里親など家庭と同様の環境で養育される子供が増えています。 ▶ こども家庭センターには、里親委託等推進員が配置され、マッチングや委託後支援を行うとともに、里親登録前研修を実施するなど里親を支援しています。 ▶ 里親に対しての専門的研修や児童養護施設などによる一時的に子供を預かるレスパイトケアなどの支援が行われています。 ▶ こうした取組により、里親として登録する人が258世帯、里親やファミリーホームへの委託率が18.2%になり、家庭と同様の環境で暮らす子供が増えています。

成果指標

要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率



主な取組と総合評価

《里親キャンペーン事業・里親制度普及促進事業》

WEBサイトの充実やオンライン開催など手法を見直しながら、里親制度推進キャンペーンを展開するとともに、里親カフェや出前講座を行い、里親制度の普及・啓発を実施しました。

《里親委託推進支援事業》

こども家庭センターに里親委託等推進員を配置し、マッチングや委託後支援を行うとともに、里親登録前研修等を実施するなど、里親への支援も行いました。

これらの取組を進めていますが、里親委託率は目標に達していないなど、取組がやや遅れています。

社会的養育の充実・強化

柱2

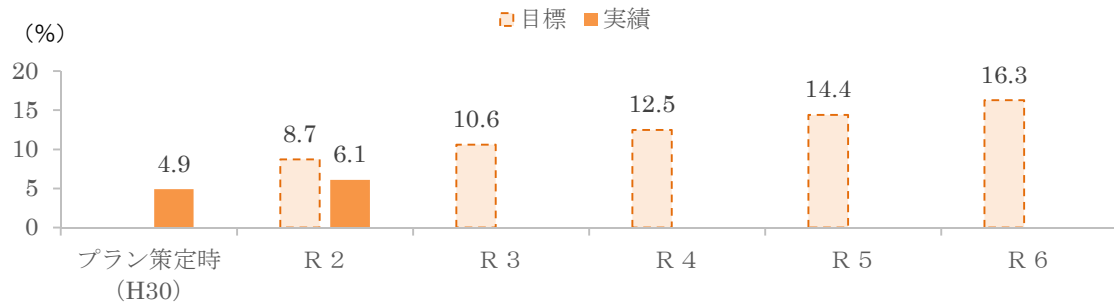
(2) 施設の小規模かつ地域分散化，多機能化等

(3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

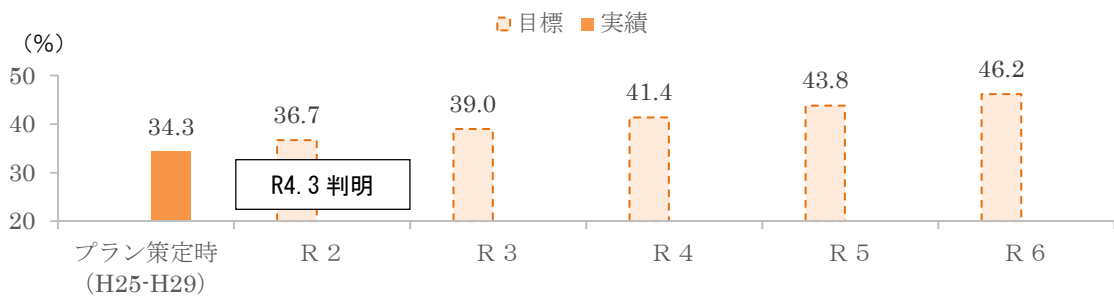
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<p>【施設の小規模化かつ地域分散化，多機能化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 里親による養育が困難な場合であっても，児童養護施設の小規模かつ地域分散化が進められることによって家庭的環境の充実が図られ，こうした施設で生活する子供が，施設入所児童のうち6人に1人の割合に増えています。 ▶ さらに，乳児院や児童養護施設は，施設の持つ機能や専門性を活かして，ショートステイなどによる子育て支援や里親へのレスパイトケアを実施するなど，全ての施設において多機能化が図られるとともに，特に養育が困難な子供を受け入れ，<u>個々の状況に応じた支援を行うための体制強化や職員の研修機会の増加などを通じた専門性の向上が図られており，子供は安心して生活できています。</u> <p>【自立支援の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 加えて，社会的養護のもとで生活する子供の意見表明権を保障するため，本県の仕組みを整え，<u>全ての児童養護施設において，必要に応じて弁護士など第三者が，子供の意見を聞き，代弁（アドボケイト）する取組が進んでいるほか，自立援助ホームが県内に6か所に増え，児童養護施設等を退所した後も，自立援助ホーム等による自立支援を受けることができる機会が増えています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設の小規模かつ地域分散化が進められていますが，家庭的環境の充実が図られている児童養護施設で生活する子供は，施設入所児童のうち16.39人に1人の割合に留まっています。 ▶ ショートステイなどによる子育て支援や里親へのレスパイトケアの実施や児童家庭支援センターの設置準備が開始されるなど，施設が多機能化のための各種制度の周知が図られるとともに，専門性向上のための児童養護施設職員研修が実施されるなど，多機能化に向けた準備が始まっています。 ▶ 県内にアフターケア事業所は2か所，自立援助ホームは4か所あり，児童養護施設等を退所した子供の相談等を行うなど，自立支援を受けることができる機会があります。

成果指標

施設入所児童のうち、家庭的環境のグループホーム（小規模かつ地域分散化した施設）
で生活する子供の割合



社会的養護のもとで生活する子供の進学率（高等学校卒業後）



主な取組と総合評価

《児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業》

児童養護施設職員研修等により施設職員の資質向上や人材確保を支援しました。

《退所児童等アフターケア事業》

児童養護施設等退所後の生活上の問題への相談に応じ、社会的自立を促進するアフターケア事業に取り組みました。

これらの取組を進めてますが、短所入所児童のうち、家庭的環境のグループホームで生活する子供の割合が目標に達していないなど、取組はやや遅れています。

ひとり親家庭の自立支援の推進

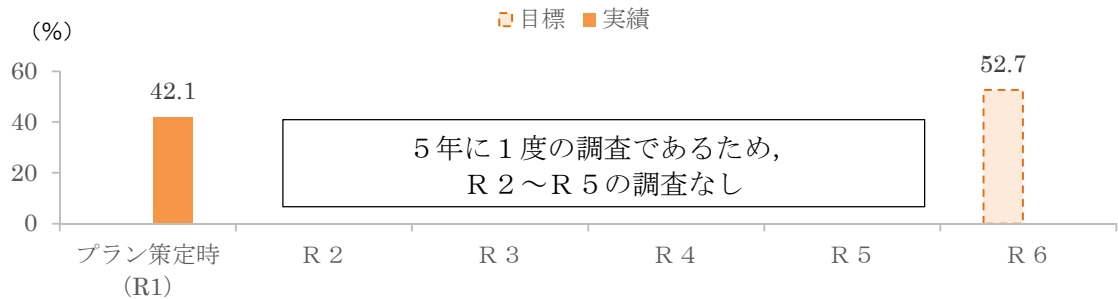
柱3

(1) ひとり親になる前の親子支援の充実

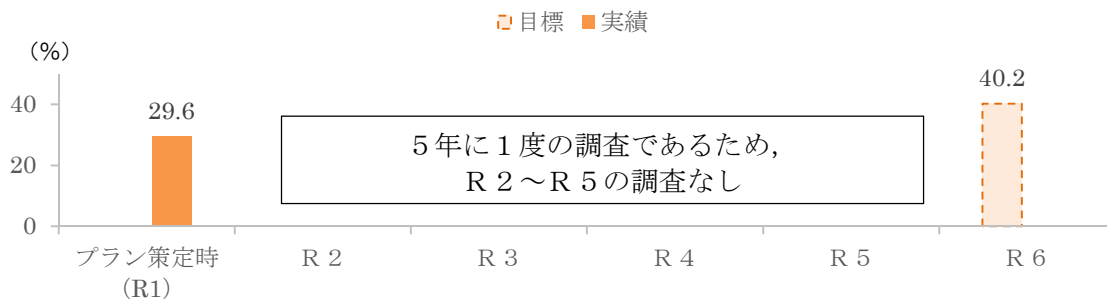
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子供と子育て家庭に携わる、市町のネウボラ（子育て世代包括支援センター）の職員や、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカーなどが、ひとり親家庭の子供にとって、「養育費」と「面会交流」が、重要な子供の権利であることについて知る機会が充実し、理解が深まっており、親が離婚を検討していることを把握した段階、あるいは未婚で子供が認知される段階で、速やかに、市町のひとり親家庭支援部署や、母子家庭等就業・自立支援センター（県が一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会に運営委託）につないでいます。 ▶ このように、ひとり親になる前から適切な支援が行われることで、ひとり親家庭の半数が、<u>実効性のある形で養育費・面会交流の取り決めを行い、確実かつ円滑に養育費の受け渡しが行われ、家庭の経済基盤の安定につながる</u>とともに、<u>面会交流によって、子供がどちらの親からも愛され大切な存在であることを実感しながら成長しています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「離婚前後親支援講座」が県内で3回開催されるなど、「養育費」と「面会交流」が、重要な子供の権利であることについて知る機会が提供されています。 ▶ ひとり親家庭サポートセンターに寄せられる養育費等相談件数が前年度より増加傾向にあり、ひとり親家庭が、母子家庭等就業・自立支援センター（＝ひとり親家庭サポートセンター）等につながる体制づくりが進みつつあります。 ▶ ひとり親家庭サポートセンターに養育費等の相談をし、取り決めに向けて弁護士相談等につながったケースが増えるなど、ひとり親になる前から適切な支援が行われる体制づくりが進みつつあります。

成果指標

養育費の取り決め状況



面会交流の取り決め状況



主な取組と総合評価

《子供の養育サポート事業》

新型コロナの影響で、事業開始の遅れや中止が生じましたが、広島市と共催で、養育費と面会交流の重要性について理解を深めるための「離婚前後親支援講座」を広島市で2回、廿日市市で1回開催しました。

これらの取組により、広島県ひとり親家庭サポートセンター（母子家庭等就業・自立支援センター）における取り決め相談の解決件数は令和元年度46件に対し、令和2年度は52件になるなど増えているものの、養育費等の取り決め状況を改善するには相談件数自体が少なく、取り組みがやや遅れています。

ひとり親家庭の自立支援の推進

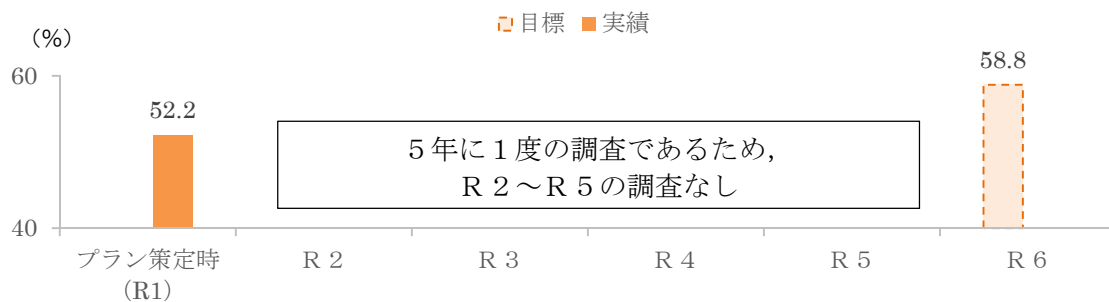
柱3

(2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ ひとり親家庭の子育てと仕事の両立支援については、県が専門的な研修の開催を支援するなどにより、市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親関係の支援制度をはじめ、子供と子育て家庭全般にわたる支援制度の知識を習得し、専門的・包括的な相談支援業務を行う人材が育成されています。 ▶ また、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）や、子ども家庭総合支援拠点、福祉事務所、学校の家庭教育支援アドバイザー、ハローワークなどと、必要に応じて連携を図る仕組みを構築しており、ひとり親家庭は、どこに住んでいても、個々の状況や課題に応じて、親の就業、家事・生活援助、子供の学習支援など、最適な仕事と子育て支援の組み合わせについて、助言とコーディネートを受けています。 ▶ さらに、県は、母子家庭等就業・自立支援センターを通じて、より専門性の高い困難な事案への対応を行うなど各市町の取組をサポートしています。 ▶ こうした取組により、ひとり親家庭は、必要な情報や適切な支援を受けられ、子供の自立に向けて必要な取組が充実してきていると実感しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町により支援のレベルに差があり、一部の市町においては、専門的・包括的な相談支援業務を行う人材が不足しています。 ▶ 市町のひとり親支援担当部署が中心となって、ひとり親家庭の個々の状況や課題に応じて、関係部署やひとり親家庭サポートセンター等と連携を図る意識が浸透しつつあります。 ▶ 広島県ひとり親家庭サポートセンターでは、市町の要請を受けて、市町まで出向き、困難な事案等の相談支援をサポートしています。

成果指標

ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）



主な取組と総合評価

《就業・自立支援センター事業》

ひとり親家庭サポートセンターにおいて、平日17時～20時、週2日、新たに電話相談員を配置し、就業・養育費相談等に対応しました。

市町の相談員が受けた相談について、より専門的な助言をするため、サポートセンターの相談員が市町まで出向き、市町の相談員とともに相談支援を実施しました。

これらの取組により、適切な支援につながるなど、概ね順調に進捗しています。

障害のある子供への支援

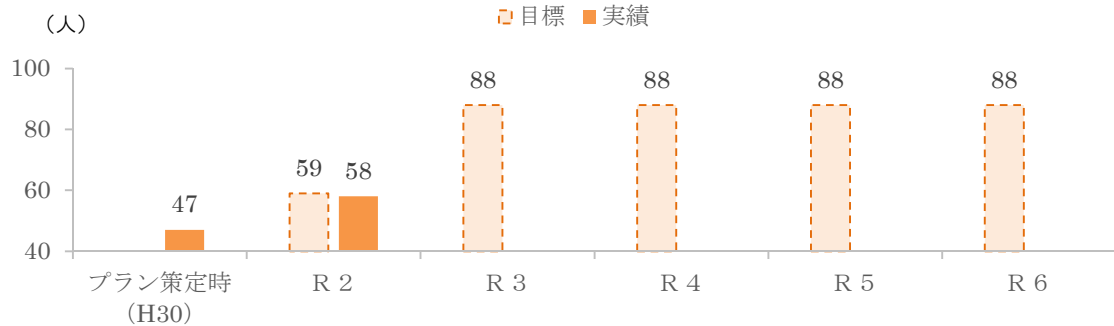
柱4

(1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築

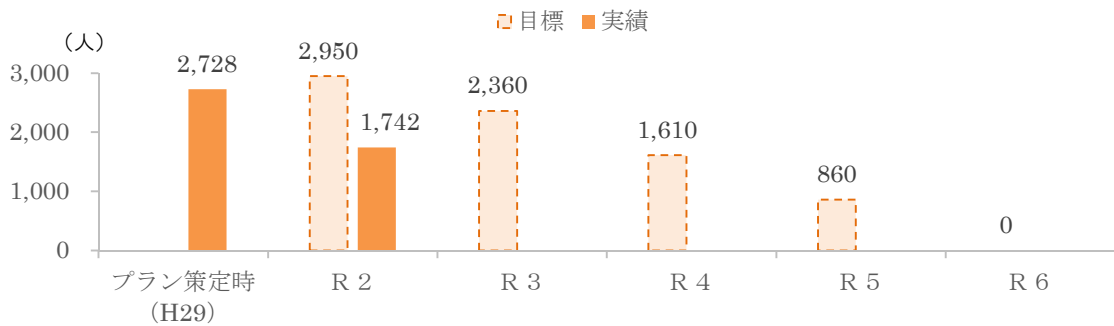
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県内全ての市町に児童発達支援センターが整備されており、障害児及びその家族は、身近な地域で、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けています。 ▶ 県内の医療型短期入所定員の拡充（平成30（2018）年度比約2倍）が図られ、医療的ケアを日常的に必要なとする障害児とその家族は、在宅で必要なサービスを利用できない、休息できない、といった不安や負担が軽減されています。 ▶ 発達障害児がライフステージを通じて、個々の特性に応じた医療や支援を早期にかつ適切に切れ目なく受けられるよう、地域のかかりつけ医や専門医療機関、地域の保健、医療、福祉、教育が連携した地域ネットワーク支援体制が4割の市町に整備されており、こうした市町において、発達障害児やその家族は、必要に応じて、早期に多機関の専門職から支援を受けることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童発達支援センターが整備されている12市町（障害保健福祉圏域での設置を含む。）では、障害児及びその家族が、身近な地域で、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けています。 ▶ 受入施設が不足している尾三圏域及び備北圏域の医療機関に医療型短期入所施設が開設されるなどにより、県内の医療型短期入所定員は58人となっています。 ▶ 県内では2市において、地域ネットワークが構築されており、こうした市町において、発達障害児やその家族は、必要に応じて、早期に多機関の専門職から支援を受けることができます。

成 果 指 標

在宅の医療的ケア児の生活を支援する医療型短期入所定員数



発達障害に係る1か月以上の初診待機者数（推計値）



主 な 取 組 と 総 合 評 価

《医療的ケア児等在宅生活支援事業》

医療的ケアに対応できる人材を確保するため、多職種連携研修の実施に向けた検討会議や医療的ケアに対応できる看護師及び介護従事者育成研修を実施しました。

《発達障害地域支援体制推進事業》

発達障害児の支援のため、医師研修の実施、地域支援マネージャーの派遣、支援者育成研修、家族支援体制の整備等を継続実施し、乳幼児健診やその後のフォロー場面での療育的支援・保護者支援のためのスクリーニング機能強化事業を開始しました。

また、医師養成研修により、発達障害の診療を行う医師・医療機関数は着実に増加しているほか、初診待機者を対象に心理士等がアセスメントを実施し、発達障害の早期支援に取り組む地域ネットワーク構築事業をモデル地域で展開することにより、1ヶ月以上の初診待機者は目標値より減少しています。

これらの取組により、発達障害に係る1か月以上の初診待機者数が減少するなど、概ね順調に進捗しています。

障害のある子供への支援

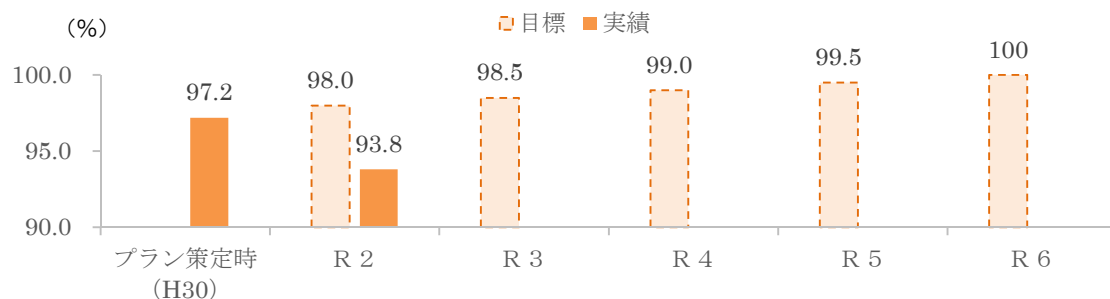
柱4

(2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備

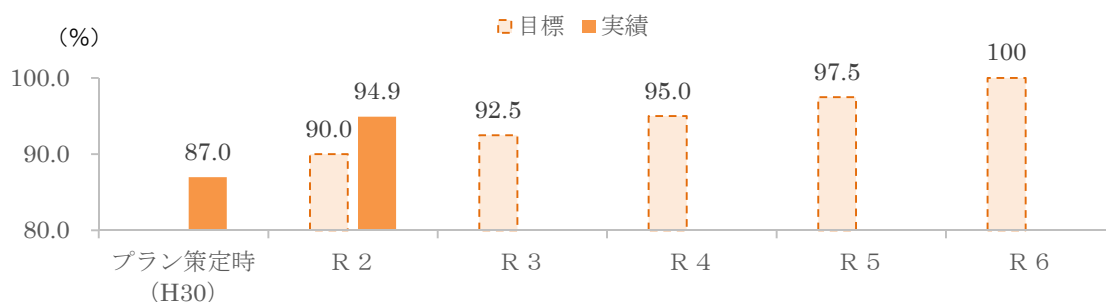
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
▶ 障害のある幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）のうち、 <u>個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成されている割合及び校種間での引継ぎに活用されている割合が毎年度着実に向上しています。</u>	▶ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒のうち、 <u>個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成されている割合について、対前年度比で減少した校種があるものの、全体としては90%を超えるまで増加しています。</u>

成果指標

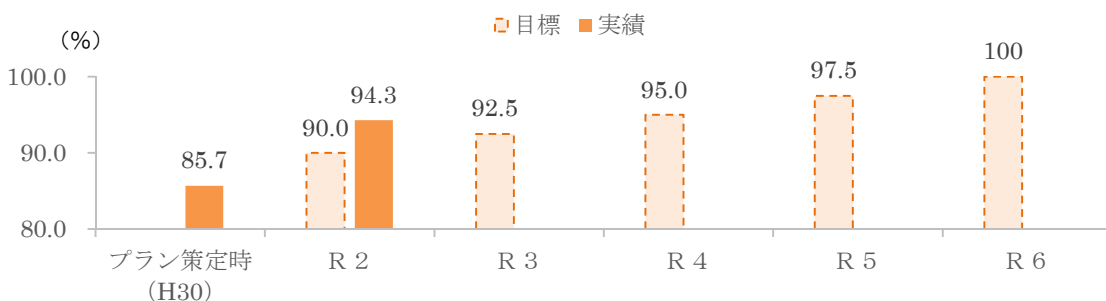
個別の教育支援計画作成率（公立幼稚園等）



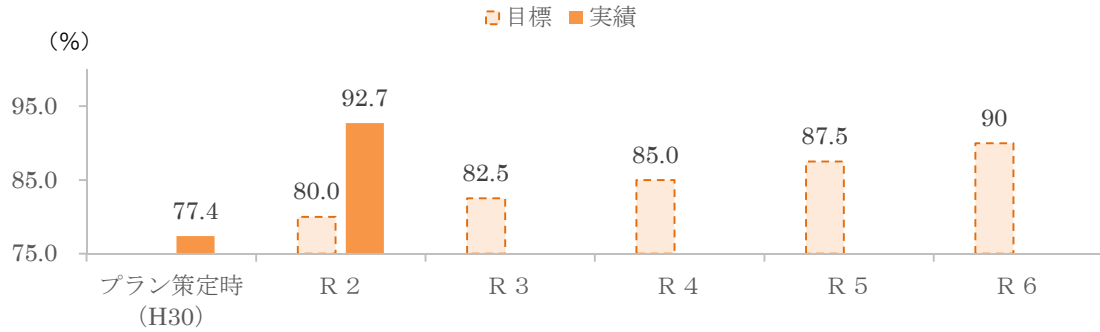
個別の教育支援計画作成率（公立小学校）



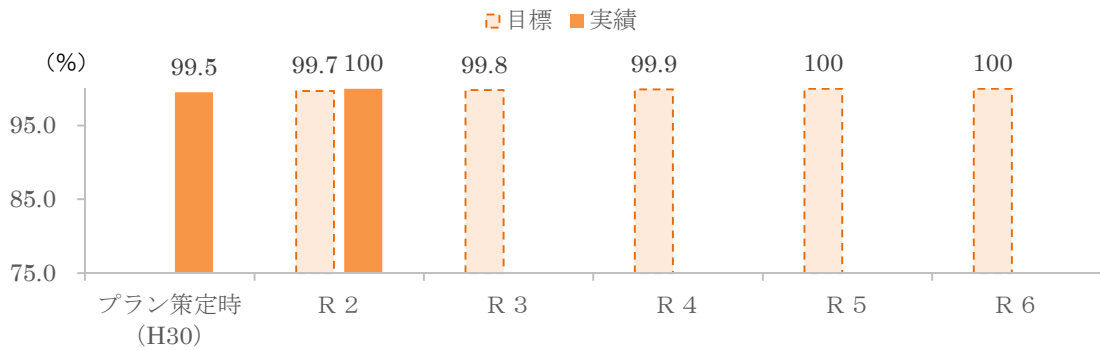
個別の教育支援計画作成率（公立中学校）



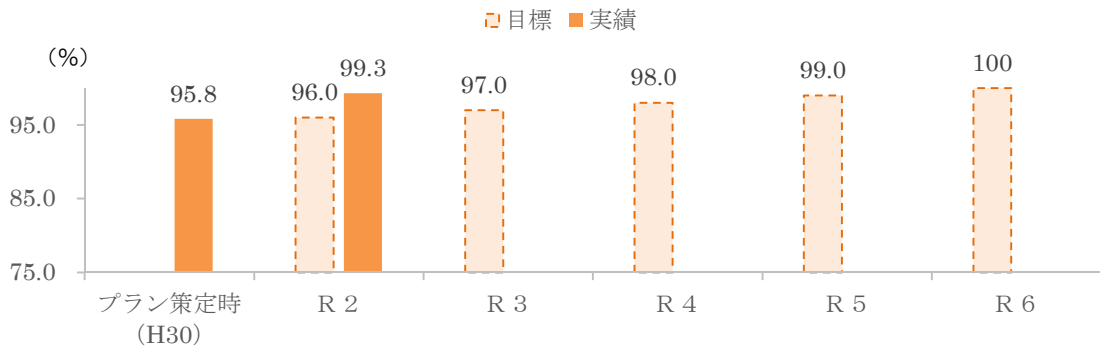
個別の教育支援計画作成率（公立高等学校）



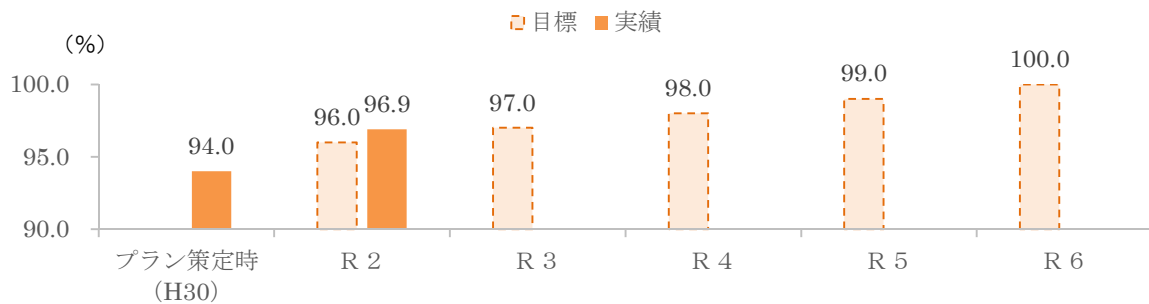
個別の指導計画作成率（公立幼稚園等）



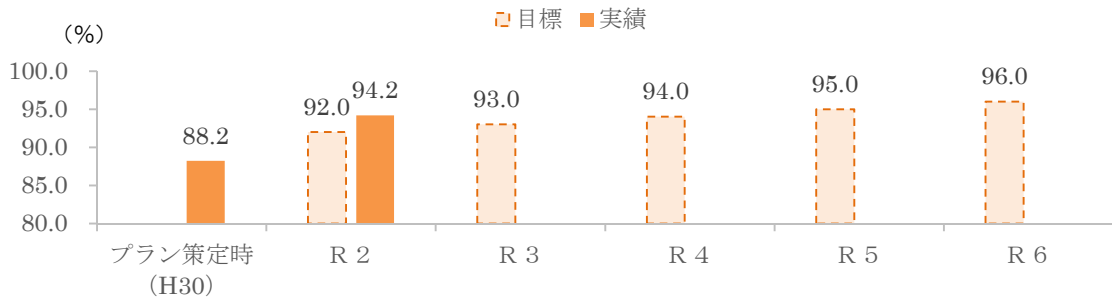
個別の指導計画作成率（公立小学校）



個別の指導計画作成率（公立中学校）



個別の指導計画作成率（公立高等学校）



主 な 取 組 と 総 合 評 価

《特別支援教育ビジョン推進事業》

特別支援学校の教育相談主任や高等学校の特別支援教育コーディネーター、市町の指導主事等を対象とした研修会、不登校等児童生徒支援事業指定校や幼稚園等を対象とした説明や研修会において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成や活用の促進を図りました。また、個別の教育支援計画の策定等における保護者の参画について、各市町教育委員会等に通知するとともに、市町教育長会議においても周知徹底を図りました。

これらの取組により、特別な支援を必要とする生徒等を的確に把握することができ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成率が上昇するなど、概ね順調に進捗しています。

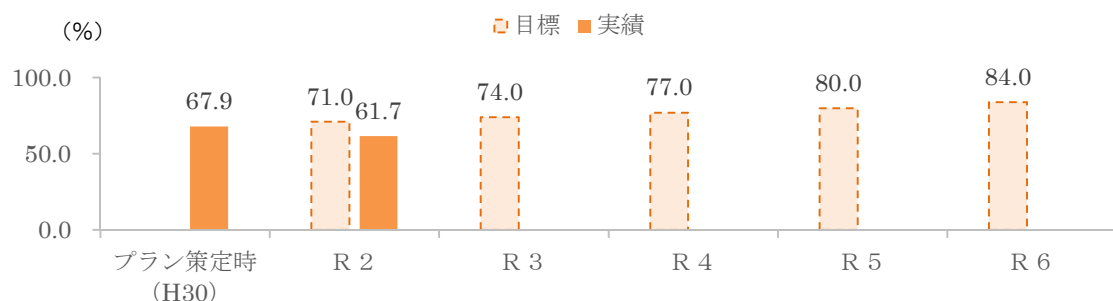
障害のある子供への支援

柱4 (3) 教員の専門性の向上

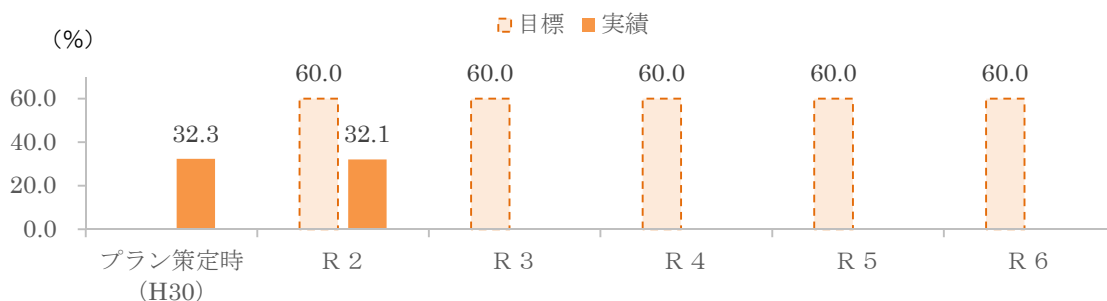
令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<p>▶ 特別支援教育に係る通級による指導の担当教員の84%、特別支援学校の全ての教員、特別支援学級担任の60%が特別支援学校教諭免許状を取得しており、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。</p>	<p>▶ 通級による指導の担当教員の61.7%、特別支援学校教員の84.5%、特別支援学級担任の32.1%が特別支援学校教諭免許状を取得しています。</p>

成 果 指 標

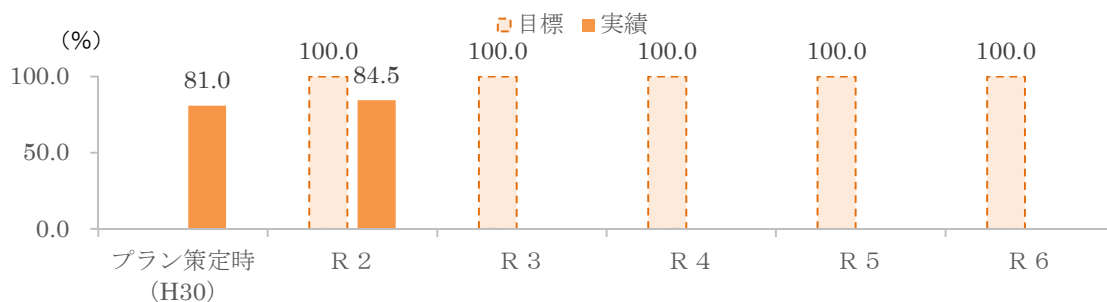
特別支援学校教諭免許状保有率（小・中学校 通級による指導の担任教員）



特別支援学校教諭免許状保有率（小・中学校 特別支援学級担任）



特別支援学校教諭免許状保有率（特別支援学校教員）



主 な 取 組 と 総 合 評 価

《特別支援教育ビジョン推進事業》

免許法認定講習について、新型コロナウイルス感染症対策のため実施規模を縮小したものの、実施方法をオンラインとし、270名の定員で2講座を実施しました。また、他県での講習実施情報について各特別支援学校、市町教育委員会に周知しました。

小・中学校等の特別支援学級担任及び通級による指導における教育の充実を図るため、特別支援教育ハンドブック No1～特別支援学級・通級による指導を中心に～を新学習指導要領に対応した内容に改訂し、県教育委員会のホームページに公開しました。

これらの取組により、教員の専門性の向上が図られていますが、近年の大量退職・採用や児童生徒の増加に伴う教員配置の増加等により、新規採用者等の免許状未保有者が増加しているため、特別支援学校教諭免許状保有率が目標値に達していないなど、取組がやや遅れています。

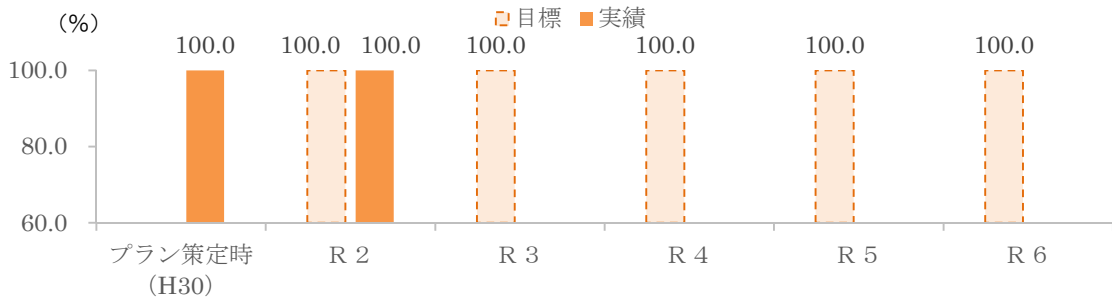
障害のある子供への支援

柱4 (4) 特別支援学校における教育の充実

令和6年度の目指す姿	現在の姿（令和2年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本県独自の特別支援学校技能検定の実施など、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校高等部に所属する就職を希望する全ての生徒が就職しています。さらに、就職した生徒の90%が卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得するなど、働き続ける力が身に付いています。 ▶ 特別支援学校高等部の全ての普通教室にネットワーク接続環境が整備されているほか、高等部に所属する生徒は1人1台教育用コンピュータを所有しており、生徒たちの主体的・対話的で深い学びに活用されています。 ▶ また、高等部に所属する生徒が授業で日常的にICT等の支援機器や学習教材が使用できる環境整備や、教員に対する研修の実施により、教員のICT活用に係る指導力が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 技能検定の実施やジョブサポートティーチャーによる就職支援等の取組により、特別支援学校高等部に所属する就職を希望する全ての生徒が就職しています。さらに、就職した生徒の68.1%が卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得しています。 ▶ 県立特別支援学校17校中2校について、全ての普通教室にネットワーク接続環境が整備されており、その他の県立特別支援学校15校についても、令和3年度中の整備完了を目指して準備が進んでいます。加えて、県立特別支援学校3校において、高等部生徒が1人1台教育用コンピュータを所有しており、生徒たちの主体的・対話的で深い学びへの活用に向けた体制の構築が進んでいます。 ▶ また、デジタル活用推進担当教員等を対象とした全体研修や、県教育委員会の指導主事による学校訪問や訪問研修により、教員のデジタル機器の活用に係る指導力が高まりつつあります。

成果指標

特別支援学校高等部（本科）における就職希望者のうち、就職した者の割合



主な取組と総合評価

《特別支援教育ビジョン推進事業》

就職支援の充実を図ることを目的に、本県独自の技能検定の実施やジョブサポートティーチャー（JST）の配置に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症により、技能検定の一部中止や職場実習の延期等の影響もありましたが、校長や JST による積極的な企業訪問等、各学校の取組の成果により、必要な就業体験等受入企業数を確保するとともに、就職を希望する高等部3年生全員の就職を達成しました。

また、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」の登録企業のうち、特に実績のあった企業を表彰するなど、特別支援学校高等部生徒の就労促進に係る理解啓発活動を行いました。

《「学びの変革」推進事業》

特別支援学校において、障害特性や発達段階に応じたデジタル機器の効果的・体系的な活用を推進するために、デジタル活用推進担当教員を対象とした全体研修を2回実施し、各校の取組を共有しました。

特に、主に整備される iPad については、具体的な活用方法について研修を行うなど、デジタル機器活用を推進していくための基盤となる体制整備を行いました。

これらの取組により、特別支援学校高等部（本科）における就職希望者のうち、就職した者の割合は100%を維持するとともに、特別支援学校における教育の充実が図られるなど、概ね順調に進捗しています。